

令和7年第2回定例会（12月議会） 教育公安委員会（分科会） 会議の概要

書記 山崎友寛 録

招集年月日時 令和7年11月25日(火曜日)
予算特別委員会終了後
招集場所 議事堂 教育公安委員会室

本定例会（12月議会）における案件（委員会）

- 議案第222号**
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第223号**
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第224号**
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第266号**
工事請負変更契約の締結について
- 議案第267号**
調停の申立て及び訴えの提起について
- 議案第268号**
物損事故に係る和解について
- 請願第17号**
ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択について
- 陳情第7号**
脳神経関連権保護の条例制定について
- 付託案件以外の所管事項**

本定例会（12月議会）における案件（分科会）

- 議案第200号**
令和7年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（教育委員会及び警察本部の関係部門）
- 議案第269号**
令和7年度秋田県一般会計補正予算（第6号）
（教育委員会の関係部門）

令和7年11月25日（火曜日）

本日の会議案件

- 会議録署名員の指名
- 審査日程
- 議案第222号

- 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案（趣旨説明）
- 議案第223号**
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例案（趣旨説明）
 - 議案第224号**
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案（趣旨説明）
 - 議案第266号**
工事請負変更契約の締結について（趣旨説明）
 - 議案第267号**
調停の申立て及び訴えの提起について（趣旨説明）
 - 議案第268号**
物損事故に係る和解について（趣旨説明）

本日の出席状況

出席委員

委員長	瓜生望
副委員長	高橋健
委員	鶴田有司
委員	高橋武浩
委員	島田薫
委員	渡部英治
委員	小原正晃

書記

議会事務局議事調査課	山崎友寛
議会事務局議事調査課	小田嶋研斗
教育庁総務課	山崎裕介
警察本部警務部総務課	雪松亮

会議の概要

午前10時48分 開議

出席委員

委員長	瓜生望
副委員長	高橋健
委員	鶴田有司
委員	高橋武浩
委員	島田薫
委員	渡部英治
委員	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	鈴木雄輝
教育次長	久慈隆正
総務課長	高橋公康

令和7年12月4日（木曜日）

本日の会議案件

- 1 分科会会議録署名員の指名
- 2 議案第200号
令和7年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（教育委員会の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 3 議案第222号
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部
を改正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 4 議案第223号
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する
特別措置に関する条例等の一部を改正する条例案
（趣旨説明・質疑）
- 5 議案第224号
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を
改正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 6 議案第266号
工事請負変更契約の締結について
（趣旨説明・質疑）
- 7 請願第17号
ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに
義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、
2026年度政府予算に係る意見書採択について
（現況説明・質疑）
- 8 教育委員会関係の付託案件以外の所管事項
（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜 生 望
副委員長（副会長）	高 橋 健
委員（分科員）	鶴 田 有 司
委員（分科員）	高 橋 武 浩
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	渡 部 英 治
委員（分科員）	小 原 正 晃

書記

議会事務局議事調査課	山 崎 友 寛
議会事務局議事調査課	小田嶋 研 斗
教育庁総務課	山 崎 裕 介
警察本部警務部総務課	雪 松 亮

会議の概要

午前10時27分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜 生 望
副委員長（副会長）	高 橋 健
委員（分科員）	鶴 田 有 司
委員（分科員）	高 橋 武 浩
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	渡 部 英 治
委員（分科員）	小 原 正 晃

説明者

教育長	安 田 浩 幸
教育次長	鈴 木 雄 輝
教育次長	久 慈 隆 正
総務課長	高 橋 公 康
総務課施設整備室長	佐 藤 政 彦
教職員給与課長	伊 岡 森 亨
幼保推進課長	加 藤 千 晶
義務教育課長	伊 藤 悟
高校教育課長	古 屋 桃 香
高校教育課全国高等学校総合文化祭推 進室長	勝 又 貞 臣
特別支援教育課長	小 山 高 志
生涯学習課長	内 田 鉄 嗣
生涯学習課文化財保護室長	五十嵐 一 治
保健体育課長	野 中 仁 史
福利課長	富 士 盛 亜 紀

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会教育公安分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名員を指名します。

第2回定例会12月議会を通しての分科会会議録署名員には、島田薫分科員、小原正晃分科員を指名します。

次に、教育委員会関係の議案に関する審査を行います。

議案第222号から議案第224号まで、及び、議案第266号、以上4件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第200号のうち、教育委員会に關係する部門について審査を行います。

關係課室長の説明を求めます。

総務課施設整備室長

【議案〔7〕、議案〔9〕及び提出資料により説明】

教職員給与課長

【補正予算内容説明書、議案〔9〕及び提出資料により説明】

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

【議案〔7〕及び提出資料により説明】

生涯学習課長

【議案〔7〕及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。
質疑は、各課室一括して行います。

鶴田有司委員（分科員）

高校の総合文化祭について伺いたいと思います。
大変なイベントだと思いますが、誘致にこぎ着けて
いただいて本当に良かったと思っています。資料の
21ページの企画提案競技等参加者公募で、企画提
案をもらおうと思いますが、これは内容どんな……。
先ほどの説明、よく分からなかったので、願いま
す。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

企画提案競技に参加していただく企業等ですが、
総合開会式やパレードの音響、あとは仮設、そうし
たものを一括して行っていただく業者、あるいは
(4)のシャトルバスの輸送事業、こうしたところに
御協力いただける企業を参加対象としております。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、企画提案する業者は、それなりの専
門的に行っておられる方々だと思いますが、全体を
一括でどこかにお願いする形ですか、それとも、
「この部門はここ、この部門はここ」のような形に
なるのですか。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前10時58分 再開

委員長（会長）

再開します。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

4つの事業に対して、それぞれの企画提案の形に
なります。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、総合的にそれを取りまとめる、それ
ぞれの部署にお願いすると思いますが——やはりス
ムーズな進行、運営が求められると思うのです、普
通の事業と違うと思いますから。それは室長が取り
まとめる……。違いますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

事務局が我々推進室になりますが、まず実行委員
会全体での形になります。

鶴田有司委員（分科員）

実行委員長は誰、そうすると室長。いや、別に
いいですよ。自信を持って行ってください。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

実行委員会の会長は教育長になります。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、実際にそれを取りまとめるのは、教
育長がまさか陣頭指揮するとは思わないので、あ
なたがやるのですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

陣頭指揮は、私、事務局長であると捉えており
ます。

鶴田有司委員（分科員）

是非ともしっかりお願いしたいと思います。こ
こに過去の開催状況として、参加生徒数や観覧者数
がありますが、その辺の予想というか、参加生徒数
は大体具体的にこのぐらいと、恐らく出てくると思
いますが、観覧者数も含めて、大体どのぐらいを予
想していますか。それはこれからですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

参加生徒数はおおむね2万人程度、観覧者数は
おおむね10万人程度を見込んでおります。

鶴田有司委員（分科員）

多いにこしたことはないと思いますし、せつかく
の機会ですから、多くの方に秋田にきていただき
たい、地元の方にもしっかりとこうしたものに積極
的に参加していただけてということですが、こう見
ると、今の2万人、10万人という数字は、過去の
数字をかなり上回る数字になっておりますが、その
辺は大丈夫ですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

先催県と比較した場合、例えばコロナ前である
令和元年度の佐賀県の観覧者数が9万人になって
おります。また、コロナ明けになります、令和5
年度の鹿児島も9万人となっており、できれば
そうしたところを目指して、これからPR活動も
頑張りたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

令和6年や令和7年は、その後になるわけで、
大体コロナも落ち着き払ってきた気がしますが、
この辺、恐らく何らかの形で力が入っていなかつ
たのか、少なかったのではないかと思います、何
か反省材料はあるのですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

他県のことですが、例えば令和6年度の岐阜
県は国民文化祭とセットといいますか、同時開
催——時期はずれますが、併せて開催されて
いたことが一つ要因として考えられることと、
同じく今年度の香川県については、瀬戸内
国際芸術祭が同時期に開催しており、そう
したところで集客面で若干、分散があつた
と考えております。

鶴田有司委員（分科員）

その辺、秋田県の場合はそこまで——これに
集中できるだろうと思いますが、人数が多ければ
多いほど、しっかりと企画立案と準備は大事だ
と思

ますので、その辺も是非、よろしく願います。

それから、私は実際にこれを見たことがなく、分からないので教えてもらいたいのですが、大会形式、例えば表彰制度などもあるのですか、特にすばらしいものは。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

部門によっては順位が付いたり、点数を競ったりするものもあります。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、それは例年、ある程度の基準があるわけですか。例えばスポーツ大会だと、具体的に1位、2位などは分かりやすいわけですが、部門によってという、例えば絵画の出来栄え、演奏会もあるようですから、その出来栄えなどは当然あると思いますが、そうした中で順位が競われるのですね。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

実際に審査が行われる部門としては、演劇、日本音楽、郷土芸能、この3つの部門で審査が行われ、優秀な団体には8月に東京で行われる優秀校公演に出演する流れになります。ほかに順位が付くものは、例えば囲碁、将棋、百人一首かるたなど——これらは競技ですので、トーナメント形式で順位が付く形になります。

逆に、例えば合唱や吹奏楽部門、そうした音楽系の団体は、各都道府県から推薦された団体の発表会といった形で、あまり順位は付かない形になっております。

鶴田有司委員（分科員）

これは、準備段階からなので、今のこの予算案で出てきていると思いますが、内容について、また何らかの機会により具体的なものはあると思いますが、教えていただければと思いますし、くれぐれも事故や、それからいろいろ経験をされておられるだろうと思いますが、不備な点が極力ないように、是非とも、準備もしっかりと進めてください。

高橋健委員（分科員）

今、鶴田委員からお話あったとおりでありますが、少し気になるのが目標数値——参加人数が2万人、観覧者数が10万人となると相当規模の大きい催物と思います。これは単純に不思議というか、心配なのが、宿泊先——子供たち、生徒だけでなく、関係する学校の教職員、保護者となると相当な数になると思いますが、その辺は多分、県教委だけではなく、ほかの部署、事業所とのつながりも出てくると思いますし、債務負担行為の1億3,800万円が部門によって4つに分けられている、この予算配分の中で請け負う事業所、会社があると思います。その方たちとの密な連絡を取っていかないと、現場の混乱は相当あると思うのです。この辺、心配になったのですが、対応はどうなっていますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

宿泊業務については、昨年度、企画提案競技を行い、旅行会社の共同体に落札しております。よって、これから募集になりますが、宿泊体制は企業と連携を取りながら万全の体制で臨みたいと考えております。

高橋健委員（分科員）

是非、多分ですが、一生に一度の子供たちの思い出となる大きな事業だと思いますし、秋田県を挙げての事業の一つだと思いますので、現場の混乱がないよう、それこそ先ほど鶴田先生もおっしゃっていましたが、事故、けが等ないように、いい会にさせていただきたいと思います。

高橋武浩委員（分科員）

今回、シャトルバスの輸送事業で5,000万円ほど計上されています。先ほど鶴田委員の質問で、参加者数2万人、観覧者数10万人と、かなり大きな規模になっていますが、このシャトルバスの輸送計画と申しますか、今回、計上されている金額でバスの確保や各会場間の輸送計画は、しっかり計画されていると思いますが、その辺は十分検討されたものか、内容をお知らせいただければと思います。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

それぞれ県内各市で開催されるため、各部門で必要な台数を算出してもらって、それを基に計算しております。

高橋武浩委員（分科員）

これから詳細はしっかり検討すると思いますが、期間中、例えば秋田市内で、一般の交通に渋滞が起きるなど、そうした対策も当然、この計画には入っていると思いますが、その辺どうでしょうか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

具体的な対策は、これからとなりますが、関係機関と連携しながら、そうした渋滞など県民の皆様にご迷惑がかかることのない体制を取ってまいりたいと考えております。

高橋武浩委員（分科員）

あわせて、総合開会式、皇族が御臨席される計画になっているようです。この後、関係機関としっかり取り組むと思いますが、その辺、今の段階での計画というか、連絡調整等は取られているのですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

県の秘書課と連携を取り、お成りの事務局を設置して、我々もそこに入り、秘書課、県警本部とも連携を取りながら万全の体制を取っていくように考えております。

高橋武浩委員（分科員）

しっかり行ってもらえればと思います。

渡部英治委員（分科員）

私も関連して、資料22ページ、先ほどから鶴田

委員はじめ、皆さんから出ていますが、秋田県が昭和56年以来2回目、つまり44年前、ここにいる方は私も含めて体験していません。先回の開催状況は記録にあると思います。そうした部分と今回、生徒数から環境から、全く状況が違っていると思います。しかし、秋田で開催するというので、秋田の目指すものは、私はそんなに違いがないと思います。そうしたことをどのように生かすかは、特別考えていないのですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

御質問いただきましたとおり、前回の昭和56年に比べますと、開催部門の数も増えており、当時よりは参加者数、観覧者数も多くなる現状です。ただ、前回の昭和56年も、パレードは広小路で実施しており、当時関わった方々にも思い出していただけるような、さらにあのとときよりも盛り上がっている形で、いい大会になるように準備を進めていきたいと考えております。

渡部英治委員（分科員）

当時と生徒数も違うと思いますが、参加生徒数や観覧者数は記録に残っていますか。なければ別の質問している間に……。後で答えてもらいます。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

委員長（会長）

再開します。

渡部英治委員（分科員）

別の質問ですが、先ほどスケジュール、来年の4月から、教育長を実行委員長として、相当力を入れて取り組んでいくと思います。実行委員会もそうですし、先ほどの安全面など、いろいろなことがありますが、私は、いかにこの44年ぶりの秋田開催、県民の機運を高める工夫を——今から当然考えていると思いますが、そうした機運を高めるPR活動は事務局で当然考えていると思いますが、どのような方針を持って行っていくのですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

PR活動として、直近では県内各地にカウンタダウンボードを設置しております。この後、秋田市内でも除幕式も含めて行っていきたいと考えております。また、県内のいろいろなイベントや会議の際に、我々で出向いてチラシの配布や、あるいは状況が許せばマスコットキャラクターも一緒に行って呼びかけをしており、そうした取組をさらに充実させていきたいと考えております。

渡部英治委員（分科員）

いずれ、大きいイベント、行事等は、必ずしもプレ大会をやるかやらないかは別にしても、機運を高めるためにいろいろなことを準備していると思います。

23ページの開催会場や実施日程——県内全部、秋田市を中心として、それぞれの市で分散して行っていくとなると、温度差のないように、全体であきた総文が実施されるよう、県民全体で持っていくことは、ある程度、大事なことではないかと思えます。それぞれの会場の連係プレーは当然、実行委員会が中心になって進めていくと思いますが、その辺は今、どのような。もし分かったら。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

実行委員会には、県内8つの開催市の市長、それから市の教育委員会にも入ってもらっており、一体感を持って取り組んでいきたいと考えておりますし、また、我々からも各市にお願いして、それぞれの市でのPR活動もお願いしたいと考えております。

渡部英治委員（分科員）

私も今までの委員と同じように、事故なく有意義で大成功で開催することを祈念しながら、先ほどの件は分かった時点で後で教えてください。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

先ほど御質問いただきました、昭和56年当時の数字ですが、数字としては残っておりません。

小原正晃委員（分科員）

先日プレ大会に行かせていただきました。すばらしい大会で、本当に期待しています。来年も……。

ただ、先ほどからPRの話がありますが、こうした関係者、子供たちの頑張りに加えて、まだまだ県民の全体的な盛り上がり——これからPRすると聞きましたが、足りないように思います。今、考えている参加者が2万人、観覧者10万人以上になるように取組を進めるとのこと、もっともっと、あふれて困るくらいに盛り上げてほしいと思います。やはり今、県内の事業者を見れば、クマや景気低迷で非常に観光事業者含めて苦しいと言っている中で、物すごい光になる話ではないですか、こうした国を挙げてのイベントが秋田で開催されることは。教育庁だけでなく、市町村との連携や、他部局——産観の文化振興ビジョンなど今、出てきていますが、そうしたところとの関わりや、自分たちだけで行うのではなく、もっと発信の強化、民間の放送局やメディア……。SNSも私はフォローしていますが、インスタグラムも800人台で、10万人集める大会だとすると、まだ足りないように思います。こうした発信の強化は、先ほども頑張るとの話でしたが、具体的な横との連携は、どういったことを考えられますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

県庁内の横の連携については、実行委員会に部局の広報広聴課や、観光文化スポーツ部にも加わっていただいております。そうした専門の立場からの指導、助言をもらいながら、さらに発信力を強化していきたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

例えば観覧者10万人、参加者2万人だとすれば、経済波及効果はどのくらいになると想定されますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

これも先催の例ですが、例えば令和元年度の佐賀や令和5年度の鹿児島、いずれも約20億円の経済効果との数字が出ております。

小原正晃委員（分科員）

すごい数字ですね。だとすれば来年、秋田もとても楽しみな取組になるのですよね。20億円以上上げられる経済効果なんて、近年、なかなか聞いたことがないと思います。是非とも県民の皆さんにも——観光事業者だけではなく、県民全体で盛り上げる機運を高めてもらいたいし、20億円という、物すごい波及効果があるならば、実施する市町村はかなりありがたい取組ですよ。であれば、やはり市町村にももっと頑張ってもらって、サポートしてもらえような——連携、連携と言いますが、やっぱりこちらだけでなく、あちらもすごくメリットがあることを一つ一つお知らせして、例えば、このように20億円も波及効果があることが、その市の議会でも取り上げられれば、また取組が進むかもしれないですし、各々のところでもう一踏ん張りしてもらえ発信や、取組、連携してもらいたいと思っております、そこはどうですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

委員御指摘のとおり、経済効果の面も含め、もっとも県全体で盛り上げていけるように我々からも情報発信に努めていきたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

先ほど鶴田委員からもありましたが、開会式の話の一つ。これ、県内の事業者ということでもいいのですよね、もし行くとすれば。県外ではなくて、県内の事業者がこの総文祭の開会式の準備や運送など。4つに分けてとの話ありましたよね。

委員長（会長）

委託先。

小原正晃委員（分科員）

委託先。

委員長（会長）

県内事業者か。

小原正晃委員（分科員）

県内事業者か確認させてください。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

これについては、企画提案競技を受けての話になるため、今の時点で県内外を明確にお答えすることは、差し控えていただきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

常々言わせていただいておりますが、やはりこうした機会であれば、県内の事業者を育てる意味でも、県内事業者にしっかりと波及効果がある仕組みにしてもらいたい。これを全国規模の大手の代理店で全部行うのではなく、しっかりと地元の人たちで回して、逆にそれでノウハウも付けて、ほかのイベントや行事にも対応できる体制を——人数が少なければ仕方ないところもあるかもしれませんが、できるだけノウハウとお金を地元で落とさせていただきたいと思っておりますが、いかがですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

御指摘いただきました点も含めて、これから検討してまいります。

小原正晃委員（分科員）

あともう一つ、大曲高校書道部、今月、全国1位になりましたよね。こうしたことでも物すごい快挙だと思います。是非とも総文祭でも——プレ開催もありましたが、いろいろこうした全国屈指のものが秋田にあつて、それを是非、県民の皆さんに楽しんでもらったり、こうしたものがあることの柱になると思います。こうした頑張っている子供たちを発信してもらって、この企画を盛り上げていただきたいと思います。そこはどうですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

御指摘いただきましたとおり、例えば大曲高校の書道部や横手城南高校の華道部も、この前、全国大会で活躍してまいりました。あと、近いところでは、吹奏楽が今年、秋田からは24年ぶりに2団体が全国大会など、県内の文化部は今、非常に頑張っておりますので、そういった頑張りを、この総文祭を通して県民の皆様にも広く周知してまいりたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

吹奏楽部の保護者からも言われていました。「非常に頑張って、全国でも、なかなか近年秋田でないくらいの活躍になっているのに、あまりメディアにも取り上げてもらっていない」とのことで、親からすると残念で、あなたからも言ってくださいとの話がありました。なかなか過去の事例と併せて取り上げられないこともあります。こうしたときなら、大手を振って言えると思うのです。秋田の子供たちがこんなに全国で活躍して、素晴らしいものを行っているのであれば、また今後の高校入学、公立高校にも影響出てくると思っておりますし、今回を機に、いろいろなものが向上できると思っております。よって、是非とも室長には、もう一踏ん張りしていただいて、県

民全体で盛り上げて、楽しく、良かったなと思っ
てもらえる大会にしてもらうことを強くお願いして、
意気込みを教育長から。

教育長

実行委員長ということで。随分前から秋田県も準
備してきて、先ほど渡部委員からあったように、昔
の資料が、なかなかないため、私ももう既に東京、
岐阜、香川には視察に行つて、3県ほどのものを見
てきていますが、物すごい大会だと思っています。
大人が行うのと違って、高校生が行うのは非常に夢
があるし、若々しいエネルギーが……。さらに秋田
県も今、すごいですが、全国のトップが集まるため、
それを地元で見られることは——例えば演劇、書道、
写真など、いろいろな部門があるため、本当に楽し
みだろろうし、秋田県の人にもどんどん見てもらいた
いと思っています。

あともう一つ、我々が中心に行っているようです
が、これは高文連——秋田南高校に事務局がありま
すが、高文連が大きな中心となって、さらに2部門
が全部、学校に振られて行っています——中心に
なっている学校ですね。そういう意味で、県内の高
校が一体となって進めているもので、我々は事務局
をサポートしており、そういう意味で、我々の事業
というよりは、我々プラス全県の高校併せてこれを
成功させていこうという、そうした大きな事業です
ので、是非、PRをもっとしながら、県内、全国か
ら集まってきてもらい、この大会を成功させて——
もう8か月切っていますので、頑張っていきたいと
思っています。

島田薫委員（分科員）

開催期間ですが、7月26日から8月1日で、暑
い盛りだと思えます。スケジュールを見ると、パレ
ードは当然屋外だと思えますが、それ以外はほとん
ど屋内になると思えます。この辺の暑さ対策、熱中
症対策はどのようにされていますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

御指摘のとおり、7月末の大変暑い時期ですが、
これは全国高文連の開催規定で、この期間と定めて
いるため、この期間は動かさないものです。ただ、
先催県や岐阜、香川——特に岐阜県は非常に暑い県
ですが、熱中症対策は万全の対策を取られており、
熱中症で救急搬送された事例は聞いておりません。
香川も同様でしたので、そうした先催県の取組を参
考にしながら、秋田でも万全の熱中症対策を取っ
てまいりたいと考えております。

島田薫委員（分科員）

高校生は若くて元気だろうとは思いますが、観覧
者——例えばパレードの観覧者には高齢の方もいら
っしゃると思えます。特に猛暑が年々ひどくなつて
いる状況ですので、是非、そういうところも含めて

万全に進めていただきたいと思いますが、いかがで
しょうか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

会場のほか、パレードのときも救護所を設置し、
ドクターに付いてもらって、もしものときは対応で
きるようにしてまいりたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

先ほど、機運の醸成も非常に重要——今から行っ
ていくわけですが、高校生の祭典で、全部の高校、
全生徒が関われるかどうかは、なかなか難しいと思
いますが、できるだけ何らかの形で……。あまり目
立つ存在でなくても、何らかの形で関われる工夫も
行つていただくと、せっかくこのような大きな大会
が秋田県に来て、自分も面白い経験をさせてもらっ
たとか、そういうのもあると思います。それから、
他県からもいろいろな方々が来るわけですから、そ
うした交流の機会も、できるだけ作ってもらえれば
いいかと。そうすると、さらに父兄の方々も通じて、
広がりが出てくるのではないかと思うため、その辺
の工夫も是非ともお願いします。

実は、私は立場上、国民スポーツ大会に——当時、
は国体でしたが、何か所か行きました。秋田わか杉
国体のときは、私は役員ではありませんでしたが、
非常に秋田県、盛り上がった印象があります。しか
し最近、県によっても違うでしょうが、タクシー
に乗ってさえも「何かありましたか」みたいなこと
が時々あるのです。「そういえば何か運動着を着た
人が歩いているな」ということがあるので、できる
限り、せっかくの機会ですから、PRも必要ですし、
先ほど大曲高校のことを新聞に載せてくれとの話も
出ましたが、記事にさせていただけるぐらいの何か工
夫も必要だと思いますし、先ほど私が冒頭申し上げ
たように、できる限りの多くの子供さんが何らかの
形で参加できるような工夫も、是非ともお願いしま
す。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

高校生の参加については、実際に出演、出場する
生徒のほかに、大会の運営スタッフの形で県内全て
の高校に動員をお願いしております。今、開催して
いるプレ大会のときから既に来年度のリハーサルを
兼ねて大会運営に当たってもらっており、是非、今
回のプレ大会と、そして来年の夏に向かっていく中
で、自分も参加している意識を高めてもらいたいと
考えております。

鶴田有司委員（分科員）

是非、お願いします。

小原正晃委員（分科員）

要望を付け加えたいと思いますが、今、インス
タグラムのアカウントの話を見せてもらいました、
800件ぐらい。先ほどの鶴田委員の、高校生みん

な参加した気持ちになってもらいたい、参加してもらいたいと、僕もそう思います。インスタグラムアカウントを押すぐらいと言えばあれですが、県庁や教育庁の皆さん、学校関係者、子供たちやその親など、それだけで1万人ぐらいにはなるのではないかと、単純に思います。そうすれば、多ければ多いほど、またさらに拡大していくのが今のAIの仕組みではないですか。やはり盛り上げるためにも、ここにいらっしゃる皆さんや学校関係者、最低でも県庁の皆さん、予算あったり、関わっている人ぐらいなら「いいね!」を押したり、盛り上げてもらえる努力はしてもらいたいと思います。800だと、やはり足りないと思います。関係者なら、こうしたものを押すだけでもPRの向上につながると思うので、そういった意識を持って、目指せ1万人とか10万人とか、何か付けながら機運を高めてもらうことはできませんか。お金が掛かることではないと思います。予算どうのこうのでなく、みんなでやろうという、「いいね!」10万人、秋田初、全国初ですよ。そういうものを行いませんか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

インスタグラム、それからホームページもありますので、そういったところをもっともっと幅広い人が見たいなと思ってもらえるものにしていきたいと考えております。

あとは、具体的な数値設定も含めて引き続き検討してまいりたいと思います。

教育長

すばらしいアイデアだと……。やります。

高橋健委員（分科員）

今、教育長、室長からも力強いお言葉を頂きましたが、気になるのが盛り上がりに関してですが、これは全国高等学校の総合文化祭であり、高校生が主役なのは十分に承知しました。その先輩の姿を見る、義務教育を受けている小学生、中学生の関わりはどうなっていますか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

基本的には、出演、出場、それから運営に当たるのも高校生が中心となるため、小学生、中学生が直接関わる場面は少ないかと思いますが、高校生が頑張っている姿を見て、例えば「自分も高校に進んだらこうした文化部で頑張ってみよう」、「高校生の先輩たちがこうやって運営スタッフで頑張っていたので、自分もボランティアを頑張ってみよう」など、そのような動機付けになればいいと考えております。

高橋健委員（分科員）

確かにそのとおりでと思いますし、まさに先輩たちの後ろ姿はこの7月に見せてくるのだろうと期待も込めて思っていますが、せっかくなので小学校、中学校の子供たちにもアピールいただければ、まさ

にこれから彼らが高校進学の際の、選択肢を決定する何かにつながるのではないかとのもいもありますし、例えば、その作品を見て私はこの学校に行きたいとか、そういった思いを受ける子供たちもいると思うので、そのつながり、今回の文化祭を契機に、高校と小学生、中学生とのつながりを深めていただける、きっかけ作りになるような仕組みを作っていたら……。

先ほど小原委員もすばらしいことを言ってくれました。子供たちもできますし——携帯電話を持っている、持っていないは別ですが、学校でも、例えば玄関ポスターを貼るなど、こうした大会がこの地区ではあると、子供たちに知らせていただきたいと思いますが、どうお考えですか。

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長

小中学校へのアピールについては今までも取り組んできておりますが、この後、義務教育課とも相談しながら、何ができるかをさらに考えてまいりたいと思います。

また、この場をお借りして、12月24日、平日ですが、ミルハスにおいて吹奏楽部門のプレ大会が行われますが、そこに併せて200日前イベントも実施しますので、もしお時間がありましたら足をお運びいただければと思います。後ほどチラシ等、御案内を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

義務教育課長

今、勝又室長からお話もありましたが、子供たちの将来の進路選択にもつながるような、そうした意識を育てていくこと、それから今、中学校3年生の生徒にとっては、来年度、自分がその舞台に立つ可能性もあるため、事前にそうした情報が入ってくることはとても意味があると思いますので、この後、連携して対応していけるようにしていきたいと思えます。

島田薫委員（分科員）

栗田支援学校整備事業について伺います。先ほど説明がありましたが、工事自体は1年半ぐらいだと思いますが、その前に賃貸借期間として、前に7か月ほど、そして後に8か月ほどありますよね。これは、先ほど簡単に御説明がありましたが、具体的にどのようなことを想定されているのか教えてください。

総務課施設整備室長

賃貸借で仮設校舎を建てますが、今の想定では、年明けから業者を決めるための公募を行います。そして、3月以降に契約を予定しておりますが、そこから具体的な建物の設計、仮設——いわゆるプレハブのような校舎を建てる期間が必要ですので、その期間を経て、入居ができる状態になってから、い

ったん部屋を移っていただき工事に入っていくと。それから、終了した段階では、終わった後にまた元の校舎に戻っていただき、その後、解体撤去があります。その期間を取るため、前後に期間を取っております。

島田薫委員（分科員）

そうしますと、後については、解体撤去が約8か月くらいかかるとの認識でよろしいのですか。

総務課施設整備室長

御提示した資料の3ページにスケジュールが書いてあり、工事は3月までにできるのですが、4月、5月の移転は学校の行事の関係で難しいため、実際には工事完了してから二、三か月の期間を経て、プレハブから転出します。それから約4か月、5か月が解体期間になります。

島田薫委員（分科員）

この賃貸借は、やはり長ければ長いほど費用も掛かり増しになると考えますが、そこが非常に……。そういう事情があるのであれば、それはそれで分かりますが、無駄のないようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課施設整備室長

今、申しました移転期間を含めて最短の期間で計画をしておりますので、これで進めさせていただきたいと考えております。

高橋健委員（分科員）

関連で一つお聞きしたいことがあります。予算と工期といますか、お金も大事ですが、ここを利用する子供たちのことで心配なのは、仮設校舎に移って授業を受けて、日々の学校生活を送ると思いますが、支援学校に通う子供たちは、やはり環境が変わると非常に敏感に対応してくるといいますか、例えば工事の音もそうですが、非常に敏感な児童がいると思っております。そこへのケアや現場の対応策などありましたらお知らせいただきたいのですが、何かありますか。

総務課施設整備室長

今回の仮設校舎を設置することに関しては、これまで県立学校の改修工事において、仮設の教室を造る例は、ほとんどありませんでした。ただ、今、御指摘がありましたように、特別支援学校の生徒、しかも小学部の校舎ということもあり、工事を行っている校舎で生活することは非常に困難であるため、当初の計画から仮設の建物を建てて、そちらで工事の音をできるだけ低減する措置を取りながら行っていないといけないことを前提に考えております。

おっしゃられましたように、環境が変わればとは確かに懸念材料ではありますが、工事現場での生活と比較した場合のことを大前提に考えて今回、この計画を進めていきたいと考えております。

特別支援教育課長

現在、対象となる小学部児童が、年が変わると若干、増減しますが、約80名、小学部の職員が42名おります。委員おっしゃるとおり、心配されるのが聴覚に過敏のある児童への対応ですが、現在もイヤマフというヘッドホンタイプのもので雑音を軽減させる配慮を、現段階から先生方が個別に対応することを計画しております。その中でも、移動したとき環境に適応するのに時間がかかる場合は、丁寧に実態を見て個別に合った対応をしていくように指導していきたいと思っております。

高橋健委員（分科員）

それを聞いて、すごく安心しました。支援学校に通う子供たちも、事前にきっちり丁寧にお伝えすれば子供たちも分かってくれますし、協力してくれるところも多々あると思っております。それと負担が、現場の先生、あとは保護者も——子供のストレスが直接保護者にもニアリーイコールぐらいの負担がかかると思っております。よって、その辺も踏まえて……。正直、建物も確かに大事な事業ですが、本当はここが一番大事ではないかと感じているため、是非、子供ファーストでこの事業を進めていただきたいと思っております。

渡部英治委員（分科員）

生涯学習課長に伺いますが、24ページの美術品取得事業について確認したいと思っております。

今回、種別が日本画3点ですが、これは、ここに書いているとおりに、美術品収集委員会で内容を確認して決めているとのことよろしいですか。

生涯学習課長

そのとおりで。

渡部英治委員（分科員）

かつて、収集に当たって、大分前の委員会のときもいろいろ、この選定が……。今回、日本画ですが、近代美術館——それぞれ美術館に来場する方のいろいろな要望も参考にしていると思っておりますし、決して偏っているとは言いませんが、いろいろなジャンルからそうしたものを選んでいいのではないかとこの気もします。やはりこの辺の金額や、同じ画家でもいろいろな分野があるなど、そうしたことを総合的に勘案して決めていると理解してよろしいですか。

生涯学習課長

購入する作品については、やはり購入をしていただけかの部分でタイミングがあり、所蔵していても、まだ自分で所有をして売らない方も当然いらっしゃると思っておりますし、世の中に出てこない作品もあると思っております。そうしたことで、なかなか計画的に作品を購入するのは難しい状況で、今回も、所有者が売っていただけるもの、あとは東京の古書店からの購入も1点ありますが、やはりそうした作品が出てきたとお話を頂いた上で購入を検討するという……

…。そういう作品について収集委員会を開催した上で購入を審査、評価していただいたところです。

渡部英治委員（分科員）

もう一点、作家についてこだわっている部分——県出身などの部分は、基本にあるわけですか。

生涯学習課長

収集方針が基金管理運営要綱で定まっており、秋田蘭画や、初期の洋風画、本県ゆかりの作家による作品、国内外の美術の潮流を代表する作品などの基準があります。それにのっかって作品を選んでおり、今回に関しては3画家の作品が、売っていただけたの話があったため、購入することになった次第です。

渡部英治委員（分科員）

これは基金から取り崩しているわけですが、例えば一回に買う場合の上限、大体そういったものは決めているのか。全部、金額違いますよね。いいものを欲しいと思っていますが、その辺はある程度、基金の状況を見るなど、そうした、一定の考え方をしているのか。いいなどと思ったら、例えば1,000万円でも必要だとなると……。かつてはそうしたのもあったはずですが、その辺はどうですか。

生涯学習課長

金額の上限は決めてはおりませんが、基金の残高というか、金額があり、これが今、5億円強の金額です。作品については、購入の可能性がある作品のリストを作成しており、例えば秋田蘭画で重要文化財に指定されているものであれば1億円など、そのような高額なものも可能性としてはあるため、上限の設定は難しいと考えております。

渡部英治委員（分科員）

最後に、基金の在り方ですが、今の5億円は——先ほど1億円との話も出ましたが、いろいろな事情があると思いますが、もう少し殖やすなどの考え方はないですか。

生涯学習課長

今のところ5億円強の基金残高があるため、殖やす予定は考えておりません。

渡部英治委員（分科員）

今のところとのことですから、先ほど言った、すばらしい高価なものなども出てくるといいますので、その辺はこれからきちんと……。必ずしも、常に多く残しておかなければ駄目なのではなく、必要なものがあつたら柔軟に対応してほしいと思います。

高橋武浩委員（分科員）

先ほど課長の説明で、今回取得した作品に関しては、購入できるタイミングで委員会で決定されたとのことですが、この後——それこそ今、5億円ほどありますが、将来的な運用の仕方として、例えば重要文化財のような数億円する作品を購入する、ある

いは今回みたいにコンスタントに行っていく、何かそういった運用方針というか、ビジョンはありますか。

生涯学習課長

基金の運用等は、財政課や会計課と協議しながら検討しており、現在、大口定期3億円強と、あとは債券として2億円、併用した形で運用しております。実際のところ、ある程度のリストがあり、最低限このくらいあればタイミングが来たときに購入できるかということで、2億円は利率等がいい債券で運用をしております。

高橋武浩委員（分科員）

委員会に情報が入った時点でだと思いますが、今回はこういう作品が欲しいとか、ある程度、候補は絞られているというか、候補として出ている作品などはあるでしょうか。

生涯学習課長

候補としては、ある程度、リスト化といいますか、欲しいものについてはリスト化しており、そこは、またタイミングがあるため、なかなかこうした場でお示しする形にはなっておりませんが、必要があれば、代表的なものについては随時お知らせさせていただければと思っております。

高橋武浩委員（分科員）

今回取得した3点ですが、明治あるいは昭和初期とのことで、非常に制作年数が古いですが、これを適切に保管するとなると、それなりの修繕など、環境が整わないと、なかなか維持管理できないと思いますが、今回取得する予算とは別に、維持していくための予算、費用は掛からないのか、掛かるとすればどれぐらい見込んでいるのか教えていただければと思います。

生涯学習課長

今回取得するものだけではなく、美術品はたくさん所蔵しており、そこに関しては当然、品質管理が必要なものも含まれているため、エアコンなど、カビたりしないような対応をしていかないとはいけません。ほかの作品も同様のため、美術館の運営費等で毎年度対応しております。

高橋武浩委員（分科員）

今回の目的に「調査研究に活用する」とありますが、これは具体的にどのようなことを指すのか、どのような形で県民に還元されるのか、内容をお知らせいただきたいと思っております。

生涯学習課長

今回の作品でいくと、例えば福田豊四郎や平福庵、近代美術館でほかにも作品を持っております。そうした作品を研究することによって、基礎資料を作成し、それを例えば常設展や企画展で展示したり、あとはセカンドスクールの利用であったり、美術館

講座といった教育普及事業にも活用できます。そうした点のほか、今回、160周年で寺崎廣業の展覧会を令和8年度予定しており債務負担行為を設定しましたが、そのような周年事業など、様々な面で活用を考えております。

委員長（会長）

それでは、審査の途中ですが、昼食のため休憩します。再開は午後1時30分とします。

午前11時56分 休憩

午後 1時28分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、教育委員会関係の議案に関する質疑を行います。

小原正晃委員（分科員）

先ほどの関連で、美術品取得について渡部委員からお話ありましたが、私も何点かお聞きしたいと思っております。

このような美術品の取得は、資産やお金に関わることなので、もしかすれば事前の、このような話をしている情報でも、前もって買って値段を上げるなどのことがないとは言えないというか、もしかすれば、なかなか話せないこともあるかと思うため、話せる範囲で聞きたいと思っております。午前中、東京の書店から購入との話が出ていましたが、今回の美術品はどのような情報網、ルートで、どこから買う形になりますか。

生涯学習課長

具体的な企業名や個人名は、なかなかこの場での答えは難しいかと思いますが、今回、3作品のうち2作品は、本県に関係ある個人の方から購入する予定です。もう一つは、美術品を扱う東京の古書店から購入します。

小原正晃委員（分科員）

先ほども話が出ましたが、教育に活用できるため、秋田の作品を優先的にとの話だったと思っておりますが、この美術品収集委員会の優先順位は、まず秋田の作品が最初で、ではその次のステップというか、どのような美術品を集めていくことになりますか。その辺りの順番などを教えてもらえれば。

生涯学習課長

午前中にお答えした内容と重なる可能性はありま

すが、収集方針で秋田蘭画や初期の洋風画とあり、秋田にゆかりがあつて重要だと思われるところが、まず一つ挙がっています。次が、本県ゆかりの作家による作品で、秋田蘭画は数が少ないと思いますので、秋田にゆかりがあつて、価値のあるものは、最優先で収集していく考え方が収集方針にあるだろうと。その次としては、本県にゆかりのある、そうした作家の貴重な作品、資料を収集して、それを活用していくこと——近代美術館は秋田県内のそうした美術品、ゆかりのある作品等を収集して、それを展示または教育活動等に反映、教育普及事業等に活用していくことが施設の目的等にもなっていますので、そうした目的に合致した形で作品も収集していくべきと考えております。

小原正晃委員（分科員）

真贋は、誰がどのように鑑定するのですか。

生涯学習課長

収集委員会は、県または市町村の美術館等で学芸員をされていた、または学芸員で館長等をされていた専門家の方に委員をお願いしております。作品によって得意、不得意がありますので、作品によって収集委員で選定をしております。

また、その前段として、評価額、価格が適正かどうかがありますので、収集委員会の専門家以外にも、専門の鑑定業者2者から価格を提示していただき、その提示額を基に、収集委員会で必要性や金額の妥当性を審議しております。

小原正晃委員（分科員）

もう一つ、美術品取得基金です。これは5億円とのことですが、近年の推移は大体5億円ぐらいをめどに確保しつつ、今回のように減った分は少し補填を考えているのか、大体どの辺りが線引きなのか、近年の推移と今後の見通しを教えてください。

生涯学習課長

この取得基金は、昭和55年、主に近代美術館設立のために設けられた基金であり、開設した平成6年度まで積み増しを行い、それ以降、平成23年度までの毎年度、定期的に美術品の取得を行っております。それ以降は随時取得するというので、実は今回の取得は令和3年以来、4年ぶりの取得になります。ということで、平成23年度までは定期的に取得を行ってききましたが、それ以降は随時で、近代美術館では、ある程度、美術の取得は進んだため、現在は必要なものについて随時行っております。午前中、1億円というような——例えば重要文化財などを購入できるタイミングが仮にあった場合には、大きく動く可能性はありますが、それ以外では、それほど大きな、何億円にはならないかと思っております。

小原正晃委員（分科員）

数年ぶりの購入ですね。そこで、心配なのが——僕も美術大学出身なので、ある程度、理解しているつもりですが、日本では博物館法があって、所蔵美術品は県民や、国民の共通財産として維持されるべきとのことで、美術品を売って別のものを購入する、外国で行っているディアクセションのような手法はタブーというか、難しいですよ。しかし、欧米の美術館ではよく行っていて、これは公か民間であるかなど、かなり大きいと思ひ、一概に何とも言えませんが、新しいものを取り入れる際には、いい方法だと思います。

日本のもので、先ほど話していただいたように昭和55年に近代美術館設立のときの話でしたが、それから40年たち、大体いつも同じようなもので——我々は学術の勉強になり、秋田蘭画を研究することではいいと思いますが、お客さんからすれば、動きがないというか、Museum特別展のものはまた別にしますが、企画展でなく、常設展でも、ある程度、心が動くというか、新しいものを適度に入れることが県民の皆さんの関心と呼ぶというか……。けれども、今の状況だと物は売れないため、たまる一方で、そしてお金はいくらあっても足りない状況になっており、そろそろ、何かこうした制度の仕組みの限界に来ているのではないかと考えています。

国でもいろいろと、そのような美術館が日本中であって、同じようなマンネリ化に陥るなどの議論がされていると思いますが、今、国でディアクセションというか、物を売って、ほかの物を買う方法を取り入れる——今の法律ではタブーでしょうが、何か議論はないですか。そして、あれば、秋田では何か動きができないか。というのは、秋田蘭画を売れという話ではなく、例えば近代美術館にもロダンがあるではないですか、3億円のロダンとか。それは本当に近代なのか、秋田なのか。優先順位を考えれば、もしかすれば秋田蘭画よりも低いかもしれない。今、すごく美術品の価値が高いうちに、例えばそれを売買しながら、ほかのいいものを買っていくなど、いろいろなやり方は……。ハレーションは起きるとは思いますし、財産の活用、どこで売るかの判断など、いろいろなものが出てくると思いますが、今後、全国の美術館、博物館が共通して陥っていくジレンマになるのではないかと考えての危惧ですが、そこを教えていただけますか。

生涯学習課長

今、このように取得基準に基づいて取得したものを売買していく考え方は、持っていないのが現状です。ただ、収蔵スペースの関係もあるため、例えばお金を出さなくても寄贈で受け入れるケースもありますが、そうしたものを全部受け入れていくかとなると、やはり収蔵スペースの問題もあるため、そこ

はもっと適切に受入れの基準を厳格化するなりしていかないといけない状況はあろうかと思っております。

売買は、その先の課題と思っており、いろいろな情報を収集しながら、先駆的な事例があれば、もう少し研究をして、そうしたことも可能であれば、関係者や専門家等にも伺いながら対応を検討してまいります。

小原正晃委員（分科員）

我々、やはりあくまで県民の学術や文化の保護などもあるし、もう一つは、県民の皆さんに文化を楽しんでもらうというか、両極になるかもしれませんが、それを実行していく役割があると思っています。いつも同じものであれば、なかなか新しいファン層に届かないため、日本の美術館、全国に様々ありますが、各々で保存して、そこが全く動かない中で、やはり各々でジレンマを抱えていると思います。よって、是非とも、秋田県でどうのこうのではなくて、全国的にそのような疑問を提示することになっていければと思いますし、地方からも——地方、市で持っている美術館、県でも2つありますが、所蔵品がある程度、決まってしまうと、常設展はほとんど同じだとか、多分どこも同じ悩みがあると思います。例えばそれを移動させる——それにもお金や保険が掛かるなど、いろいろなものが出てくると思いますが、何か、もう少し動きを出せるようなものとか、売買でなくても、いろいろなものを考えて、楽しんでもらえる仕組みや、あとは基金が減らない仕組みなど、何か考えていかなければいけない時期に来ているのではないかと、話をさせてもらいたいと思っています。日本の学芸員、キュレーターからすれば、あまり良くないというか、タブーな話でしょうが、今後、財政も大変だと言っている中で、いろいろどうしていくかの知恵を絞っていく一つの方法として、頭の隅にでも入れていただければというお願いでした。

次、あきたMuseum機能強化事業です。僕も美術愛好家としてすごく楽しみにしています。今年度、過去最大規模のジブリ展で非常に県民の皆様に喜んでいただけたと思います。本当に感謝したいと思います。来年もこのように早くから債務負担行為を行い、県民の皆さんにこうしたものを行うと告知しながら喜んでもらえる企画をいろいろ行ってもらえるとのことで、本当にうれしく思っています。

先ほどから話をさせてもらっていますが、県民の皆さんに楽しんでもらうという指標は、入場者数をもって進めるのか、先ほどからの学術のためなど、どこに重きを置いて進めていくのか、その辺りの見解はどうですか。

生涯学習課長

今のところは、来場者数がデータとしては一番分

かりやすいため、今までの統計との関連も含めて、まずは来場者で評価をしていきたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

来場者だとすれば、県民の皆さんに楽しんでいただきながら、今回は県外の人たちも多かったですね。話を聞けば、東北あちこちから来たり、東北以外からも来ている人もおり、県外の皆さんにもすぐ来てもらったと思います。そうした発信なども今後、県内外含めて行っていくことが入場者増につながると思いますが、どこまで行っていくか、その辺はどうですか。

生涯学習課長

まずは来場者で一つ提示をしましたが、来場者、委員おっしゃるとおり、昨年度のジブリ展や、今年度のヨシタケシンスケ展も、県外からのお客さんは多かったです。そのPRについては、マスコミ、企業との実行委員会形式で実施しており、まずはマスコミのCMを使う、あとは新聞の記事や、SNS—マスコミは得意だと思いますので、そうしたところを活用しています。また、各館でもウェブサイトを活用させ、SNSも活用しており、それらを総合的に充実させてPRの強化を図っていききたいと思っております。

それから、目標としては、例えば美術館等において来場者のアンケート等も実施しており、これらも活用しながら、満足度が上がったか、あとは不満な点や改善すべき点など、アンケートから見えてくることがあると思いますので、データも分析しながら、芸術文化の評価にもつなげていきたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

余談になりますが、先日、教育公安委員会で熊本の美術館に行き、「薬を処方するように文化を処方する」という、しびれるなと思った話を聞いてきたのです。島田委員も——やはりお医者さんですので、すばらしいと、そういう話があって。アートのまちづくりや、日比野先生や芸大の人たちと連携しているとのことで、そうした取組を秋田でも、秋田オリジナルのものを行えればなど。美術大学や、まんが美術館もあるし、様々市町村や他の学術機関と連携をしながら、是非とも秋田らしいところを取り組んでもらえる、処方してもらえるように期待したいと思っております。

そこで今、いらっしゃる学芸員、キュレーターの人数や予算の推移はどうなっているのかと思って、そこはわかりますか。近年増えていますか、減っていますか。予算、人数。

生涯学習課長

これは、県立の美術館でよろしいですか。

小原正晃委員（分科員）

県立でいいです。

生涯学習課長

近代美術館には、学芸員として採用した方と、高校教員で学芸員として勤務している方がおり、近年はそれほど大きな人数の変化はないと考えております。ただ、今年度いろいろ退職や、改正博物館法等もあって専門性が求められるようになってきているため、今年度、採用試験等も実施しながら専門性を高めていき、人数的にはそれほど変わりありませんが、専門性を高める配置に努めている状況です。

小原正晃委員（分科員）

是非ともそうした学芸員の皆さんで、町、県や、県民との、このような文化施設があって良かったなと思ってもらえる仕組み作りを、施設の中だけでなく、外へも波及していただいて、文化を広げていただくことを行ってもらいたいと思います。今回の観スポでも文化振興ビジョンが出ましたよね。こうしたところも、しっかり波長を合わせていると思いますが、連携して行っていただきたいと思うし、市町村とも、まちづくりにしっかり生かすぐらいまで落としてもらいたいのが希望ですが、その辺りの文化振興ビジョン、市町村、他部局との連携、教えてください。

生涯学習課長

文化観光など、地域活力の向上に努めていくことが重要であるため、改正博物館法等にも規定がされました。また、例えば、秋田市の県立美術館周辺は文化、芸術が集中しているため、今までも秋田市と連携を図りながら、あとは県庁の知事部局、観光文化スポーツ部とも連携を図りながら対応してきております。今後、より一層、そうした博物館、美術館などが県だけではなく、市町村も含めて連携を図りながら進めていくことで秋田県の活性化、まちづくりに貢献できるように。あわせて、まんが美術館が横手市にもありますので、そうしたところが連携を図って、一つのパッケージの形で振興を図っていただければいいということで、より一層、市町村や知事部局等と連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

島田薫委員（分科員）

関連して質問すると、この前の視察の際、熊本市の現代美術館で文化的処方の活動をしているとのことでした。文化的処方とは、アートや文化活動を通じて人々の心身の健康や社会的つながりを増やして元気になることを目指す活動で、これは秋田県でも、秋田県立近代美術館で2025年度、キンビコミュニケータという催しがあったようです。この辺、秋田県でも文化的処方を進めていくのかどうか教えてください。

生涯学習課長

近代美術館で令和5年度から今年度までの3か年でプロジェクトを実施してきております。これに関しては、令和5年度施行の改正博物館法に基づき、様々な主体が連携を図りながら地域活性化等に取り組むもので、近代美術館では社会的包摂として、例えば障害者や高齢の方々など、属性を問わず、文化、芸術に触れるということ、企業も含めて連携を図りながら3か年のプロジェクトとして取り組んできました。各美術館、博物館も、連携を図りながらこのプロジェクトに加わっており、今年度を最終年度として、プロジェクトを実施したものです。その成果を基に、来年度以降も県の事業として何らかの形で成果を生かしていきたいと思っております。

島田薫委員（分科員）

この文化的処方の中に社会的処方という医療も関わる話もあって、これは熊本市現代美術館でも取り上げているとのこと。是非、文化的処方にもいろいろなものがあるため、そこも含めて進めていただければありがたいと思います。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で教育委員会関係の議案に関する質疑を終了します。

次に、教育委員会関係の請願に関する審査を行います。

請願一覧表により、継続審査となっている請願から順次審査を行います。

請願第17号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

義務教育課長

現況に変化はありません。

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

請願第17号について御質問等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、教育委員会関係の請願に関する審査を終了します。

教育委員会関係の陳情はありませんので、次に、教育委員会関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

総務課長

【共通資料3「秋田県総合計画～秋田再興への

第一歩～（素案）」により説明】

総務課施設整備室長

【共通資料1「第2期あきた公共施設等総合管理計画（素案）について」により説明】

高校教育課長

【提出資料「第八次秋田県高等学校総合整備計画（案）概要」により説明】

生涯学習課長

【提出資料「県立社会教育施設の再編等に向けた基本的な方針について（素案）概要」、「秋田県青少年交流センター（ユースパル）について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、各課室一括して行います。何かございませんか。

鶴田有司委員（分科員）

青少年交流センター・ユースパルについて、今の説明を伺いました。1月から3月までは休館のため、借りている団体——私も一部関係していますが、4月以降、もし再開になった場合には、また戻ってきてもうことになるのですか。

生涯学習課長

これから入居団体とは協議等が必要になってくると思いますが、4月以降再開の場合、入居団体もその意向であれば戻ってきていただく形で考えております。

鶴田有司委員（分科員）

その場合に、ほかの施設に行ってもらえる場合は、費用負担はどうされるのですか。

生涯学習課長

これも協議になりまして、明日以降——いろいろ連絡は今、取っており、日程調整した上で、各団体に説明し、意向等を聞きながら対応していく予定ですが、実際、青少年交流センターは休館せざるを得ない状況ですので、まずは代替の施設——具体的には今、県教育委員会の社会教育施設の空いているスペース等を使えないか提案したいと思っておりますが、条件が今の青少年交流センターとは、場所の面積、パソコンの電源、電話の関係など、環境が異なると思いますので、条件を提示した上で、そこでの協議しながら決めていくこととなります。移動経費について、こちらで予算措置するなどは、今のところ考えておりません。まず、こうしたところに入っただけか、条件を示した上で、最大限こちらでも対応していきたいと思っております。

あと、荷物がいろいろあると思いますが、そこは例えば休館だとしても施錠した形で、ある程度、管

理していくことになると思います。例えば貴重品は、何らかの形でなくなれば困りますので、そういうものでなく、置いておいても構わないのであれば、そこは最大限こちらでも対応していきたいと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

しっかりと打合せはしていただきたいことが一つですが、この在り方の今後、検討をしていくわけですよね。あくまでも教育委員会の関連施設の在り方検討会になりますか。

生涯学習課長

青少年交流センターについては、先ほど御説明したとおり、生涯学習センターと機能が類似しているため、この2施設を一つの区分として検討を進めていきたいと思っております。生涯学習センターも45年を経過して、いろいろなところで不具合が出ているため、生涯学習センターの機能も含め、どのような機能、運営がいいのかの検討を、これから進めていきたいと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

今、なぜそのような質問をしたかという、少子化の時代を迎えて、宿泊施設については定員を考えていかなければならないと考えているのですよね、もし再開したとして。そうではなかったですか。

【「定員ですね」と呼ぶ者あり】

鶴田有司委員（分科員）

だから、宿泊の。

生涯学習課長

宿泊については、規模の縮小か、それとも宿泊機能が必要か、そうしたところも含めて、幅広く検討をしていくことで考えております。

鶴田有司委員（分科員）

それで、なぜ教育委員会関係だけでそれを考えていくのかと質問したのは、スポーツ科学センターにも、スポーツ関係団体が今、五、六団体ぐらい入っているようです。いずれ、あれは壊されるのです。出ていかなければならないとの通告を、その方々はされていると思います。そうすると、県全体で例えばそうした部屋を貸す——あそこは無料になっているようなので、その辺の問題は当然ありますが、でも、どこかに移っていくと必ず費用負担が予想されますが、こうしたものを全体的に見直しすると……。これ、教育長がいいですかね。今後、こうしたこともあり得るのではないかと。

生涯学習課長

公共施設総合管理計画の説明もありましたが、知事部局では教育関係の施設も含めて、総務部行政経営課で施設の管理計画等、そういう所管をしております。ワーキング委員会を立ち上げて検討を進めていくに当たっては、行政経営課にも場合によっては

入っていただきながら、教育施設だけでなく、知事部局の施設も含め、いろいろアイデア、助言等を頂きながら総合的に検討していく必要があるのではないかと思っております。ワーキング検討委員会——ほかの少年自然の家や博物館もワーキング検討委員会を別に設けて検討していきますので、必要があれば行政経営課の担当または課長等に入っていただきながら、幅広く総合的に検討を進めていければなと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

是非、場合によってではなく、その方向性で話し合いをしてもらいたいです。もう現実問題、そうした事態が起きているため——こちらの場合は指定管理の問題がありますが、向こうは、その周りの施設の関係で、あの建物がなくなってしまうことがもう確定して……。まず、ほぼ確定だと思います、もうそのようになっていますから。ですから、具体的にそういう方向で進めてもらいたい。どうですか。

教育長

我々、教育委員会が所管している施設について話し合いはしていますが、県は県で今——行政経営課の話がありましたが、全体の話もしており、そちらはそちらで行うと思います。ただ、県で抱えている施設がたくさんあるため、それを全部一気に、多分無理だと思います。それで教育委員会は今、持っている施設はどうしていきましょうかとのことで、社会教育施設の再編として先ほどお示したような……。その中でこれから、県のいろいろな古い施設がたくさんあるため、あるいは今回、アリーナを造ることで、なくすとかいろいろあるため、例えばこれをこちらに集約していくかとの話は当然出てくるだろうと思いますし、我々は教育の中で考えていきますが、当然連携を取りながら——そういったものをこちらからお願いすることもあれば、あちらからこちらにお願いすることもあるだろうと思います。それを見ながら話はしていきたいとは思っています。

鶴田有司委員（分科員）

是非、お願いします。

渡部英治委員（分科員）

今の鶴田委員とのやり取り、そして先般の小棚木議員の質問に知事と教育長が答えていますね。その辺も踏まえながら何点か質問します。

まず、一覧にある経緯で、11月21日、先方の臨時理事会で12月末終了が承認された。それは向こうの決定期間で分かりますが、ただ28日に、それを合意したことは、教育委員会として向こうの言い分を合意した。さらに12月の一般質問——この委員会の始まる前ですが、既に12月でやめると教育長がハッキリ言っているわけです。これからはいろいろ検討していくと。ただ私は、今まで9月

の指定管理の——2026年からですから、今年度中は少なくとも3月まで続けていくことが尊重されていると、その中でいろいろ議論しているとの認識を持っていましたが、何か、いとも簡単に12月を承諾したのは、我々の議論とは、かみ合わないのではないかと、そうした疑義を生じていますが、その点、教育長、どのように考えていますか。

教育長

我々も、できれば年度末まで対応していただければということではありましたが、いろいろな……。これまで3年間の指定管理の中で、コロナや、冷房設備が壊れるなどがあり、今年度も当初は良かったのですが、その後、夏前から一気にお客さんが入らなくなり——これは予想を上回る、かなり急激なものでした。その頃から、これはどうしましょうかということで、我々もいろいろ指導などしながら進めてきましたが、なかなか年度末まで頑張っていける状況になかったため、それで……。夏から秋以降、進めてきましたが、ぎりぎり年内とのことで、急な話でしたが、いろいろ相談しながら進めてきたので残念ですが、こうした状況になりました。

渡部英治委員（分科員）

今の教育長の話は分かりますが、新聞報道もそうですし、それから実際の教育長の答弁では、毎月のように報告をもらいながら状況を確認してきたと。このことは重要な問題で、ずっと議論して検討できており、我々も9月議会でそれを注視しながら、恐らく最悪でも——今、教育長言ったように、年度末まで頑張ってもらって、そして再公募を同時に進めていく、そういうやり方をするのではないかと。先ほど鶴田委員も言いましたが、いろいろな団体や現在予約している方など、この青少年の活動、いろいろな今までの成果や役割を果たしてきたことは十分に分かります。ただ、与える影響を考えると、取扱いが少し私は……。例えば委員長に話して、臨時の委員会を開いて、この最悪の状況になっているところまで話してもらおうと——我々もこの点は新聞報道で初めて知ったとか、どうなっているのだとか、そうしたことを実際に受けています。そうしたことを考えると、非常に残念な結果という気持ちです。ただ、いろいろな事情は分かります。教育長の答弁内容も、それから主管課もいろいろ指定管理者と話していることも分かりますが、いろいろなそうした疑問が残っている状況で進んできており、このような結果をバツと知らされると、非常に短絡的な感じを持ってしまいますが、これ、どこにやりどころを持ったらいいでしょうか。

教育長

今、委員がおっしゃられた時期は、本当に我々もぎりぎりな線で、どのような支援をできるか、どの

ような立ち直らせ方ができるか、あるいは年度いっぱいまで、もたせるにはどうしたらいいかなど、そうしたやり取りをずっと行っていた頃です。それで、本当はそのまま頑張っていけば良かったのですが、こちらの力不足もあり、法人も、なかなかそこをクリアできるほどの体力もなく、本当であれば年度末まで、ぎりぎりの線でも、もたせられれば良かったのですが、それがかなわず……。こうした、はっきりしない状況でやり取りをしていたため、御相談も差し上げられないこともあり、今、こうした状態になって、それが一番、お客さんや入っている方々に迷惑をかけていることは、我々も非常に遺憾に思います。我々が行ってきたことに関しては、もう少し何かやれる方法もあったかとの思いもありますが、本当に残念な思いであり、そこは何とか御理解いただければと思います。

渡部英治委員（分科員）

安田教育長、苦渋の決断と理解しなければならぬと思いますが、ただ今後の対応で、先ほども触れていましたが、やはり予約者に対して——行事もいろいろ組んでいると思いますから、そこは相当丁寧に、経費の問題もさることながら、行事など、いろいろな予定している方に丁寧な対応をすることが一つと、それから入居している団体も同じです。移転になるなど、大変なことだと思います。そこはまず一点目が丁寧な対応をしてもらおうと。

それからもう一点は、この1月以降あるいは年度の新たな指定管理の応募、なければならないなりに、またこれも最終決断になると思いますが、非常に大事だと思います。指定管理は、知事からもいろいろな在り方について答弁があったわけですから、教育委員会としての考え方と、県としての指定管理、その辺、連携を取りながら対応してほしいと思いますが、その点、最後をお願いします。

教育長

同じことを繰り返し申し上げるだけですが、年度途中であることや急に決まったことで、利用者にも本当に大変な御迷惑をかけた思いでおります。それに関しては、本当に申し訳ないと思っております。キャンセルやあっせんに関しては、丁寧に行っていきたいと思います。

あと、1月から一回休館するわけですが、この後、どのように4月以降、進めていくかは、指定管理、直営も含めて、いろいろな考え方があると思うため、県にも相談しながら、どのようなやり方がユースパルにとって一番いいのか、考えて進めていきたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

関連で、僕も今のお話を聞いて大分、分かってきましたが、ユースパルにも行ってきました。いろいろ

ろ話を聞いたところ、施設の老朽化の話や、バブルのときの建物であるため全館一貫で冷暖房つけなければいけない、非常に維持していくのが難しいことを含めて、私自身も感想を持ったところです。

先ほどから行政経営課と連携してとの話、何回も出ていますが、私も、これは教育だけで見る施設ではもうないと思います。生涯学習センターが古いから、生涯学習センターの機能をこちらに移すだけではできないと、私は思っていて、それが教育分野だけではなく、例えば産業振興、あの部屋も見せてもらったのです。いっぱい部屋ありますよね、何階もあって。あそこや、例えば鶴田先生の先ほどの話のように、ああしたところをどこかの団体が入ることができないか、あとは産業労働部と連携して産業振興に——県庁第二庁舎で行っている、若者のスタートアップの事業なども連携できないか。今回も出ていますが、産業労働部の勤労身体障害者スポーツセンターがもう50年たっていますよね。そうしたところの機能も、体育館あるから一緒にできないか。多分この部局だけではなく、横串をしっかりと入れて、いろいろな部で連携して、いろいろな活用をみんな考えていかなければ、もうここは維持できないと思います。安易に、例えば宿泊施設や老人ホームと言えはあれですが、そういう福祉施設に譲渡するといっても、いろいろな市町村での例のように、途中で経営が思っていたより、うまくいかなかったから手放したとなって、また二転三転することのないように、次、しっかり僕は見極めなければならぬと思っていますが、そこはどうお考えですか。

生涯学習課長

委員おっしゃるとおりだと思っています。まず、生涯学習センターの機能は必要なものですので、そこについては何らかの形で確保しないといけません。ユースパル——これは今後のワーキング検討委員会等で検討していくことになると思いますが、その機能を仮に移した場合に、宿泊部門や、ほかの部屋という資源は残るため、鶴田委員からもお話があったとおり、県全体としてどのようなことに活用できるのか。26年経過の建物であり、改修等は必要かとは思いますが、そうしたところは在り方の——鶏卵の関係になるかもしれませんが、在り方と施設の老朽化、劣化度等も並行して見ながら、県全体として施設の有効活用については検討してまいりたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

僕は、テナント料を取る、取らないともいろいろあると思いますが、あの巨大な体をどのように今後、維持していくかを考えれば、教育庁だけの知恵と財政力だけでは、もうかなり限界に近いと思って

います。いろいろなところの力を合わせて、多分やっとな維持できる感じだと思うため、是非とも部署、部局をまたがった横串を刺せるように……。いろいろなものが入って、いろいろな人たちに使われるもので、県民にとっては本当に必要なものだと残せるような施設の在り方は、絶対に理屈としても必要だと思うし、県民の皆さんにとっても税金が掛かっていくものだから必要だと思います。例えばスタートアップの人たちに1部屋ずつ貸す場合、数万円でも、あちらも安いし、こちらランニングコストの分を少し賄ってウィン・ウィンだとか、何かしらの落としどころを付けて維持できる形であれば、まだ納得いくとは思いますが、やはりそういったことはしっかり議論してほしいという願いが一つです。

その前段階で、ユースパルにも——終わった話ですが、この施設に青少年のための補助金が入っているとのことで、例えば前に課長から聞いた際、運営事業者でも、例えばじゃらんなど、民間の宿泊のところに入れなかった。趣旨としては、一般への貸出しや民間事業者との競争よりも、青少年に貸し出す。青少年に貸し出すから、飲食店がテナントで入っても、その飲食店がお酒を提供することは善くないと言われて、できなかったとの話でしたが、そうだったのですか。まず、事実確認というか。

生涯学習課長

じゃらんや楽天などの旅行サイトについては、過去には実際に行っておりました。今、ネット社会でありますし、宿泊——青少年であろうが、一般であろうが、やはりある程度、インターネット等での予約サイト等は必要だろうということで、こちらでは随時、旅行サイトの再開について助言等を行ってきました。実際には11月だったと思いますが、まずは取り組んでみようというトライをして、最近まで……。楽天トラベルは数室でしたが、予約サイトの再開をして、お客様は少しではありますが、そのサイトを活用しておりました。ただ、予約サイトと、予約を受け付ける管理のサイトというか、そのファイルがしっかりと連動していないこともあり——旅行サイトでは毎日のようにキャンセルなどが入り、その辺の事務手続が結構煩雑になることもあり、旅行サイトを民間の旅行事業者と同じように何社も活用することができませんでした。そこについては、旅行サイトを使えないのではなく、使うに当たって事務手続上のいろいろな課題があったと伺っております。

あと、お酒は、やはり青少年が使用する施設でもあるため、その辺は施設としてルールを決めて運用しており、どのような方がどのくらい使うだとか、青少年の利用の目的に沿った対応をしていたのではないかと考えております。

小原正晃委員（分科員）

というのは、やはりあちらもあちらで少し営業努力しようと思って、いろんなお酒のあるセットを行おうとしても、そうした縛りがあったとの話は聞いたことがあります。飲食のテナントが入っているようでしたが、経営を見ていけば、なかなかうまくいなくて、やはり何回か替わっている事例もありますよね。お昼のランチだけだとか、ほぼ泊まる人向けの御飯——同じ時間、決まった時間に帰ってこれない人もいるでしょうが、来て食べるという、その定員の中だけでやりくりするのは……。あそこは飲食もないところで、外に行くといっても、あそこに泊まっても難しいというか、山王まで行くのも厳しいでしょうし、普通にあそこに泊まっても厳しいなと思います。お客だけへの商売をしても、やはりうまくいかないだろうとは思っていて、その部分の柔軟な対応はできたかというのが一つで、分かりました。

あと、行政経営課との話でも、いろいろ今、補助金適正化法では、青少年の施設を建てたとしても、10年経過すれば、行政の役割を果たして、あとはいろいろなものに転用できるとの理解でいいのですか、この施設は。

生涯学習課長

青少年交流センターのことでよろしいですね。

小原正晃委員（分科員）

はい。

生涯学習課長

青少年交流センターに国庫補助金が入っていたかは、今、調査中ですが、平成の一桁台に社会教育施設等の補助はなくなっているとの情報を得ており、確定ではないですが、国庫補助金が入っていないのではないかと考えています。よって、その点については適正化法の縛りはないと考えていますが、別の補助金、例えば文部科学省以外の補助金など、何か特別な補助金を活用していたとすれば、その補助金の適用、例えば文部科学省であれば財産処分の承認基準が設けられておりますが、他の省庁の補助金であれば他の省庁の基準があるため、その基準に基づいて財産処分が認められるか、納付金を払わなくてもいいのかは、どの補助金を使っているか、個別に確認しないといけません。基本的には似通った基準になっております。委員おっしゃるとおり、10年活用すれば——例えば有償で民間に売り払うとなると、そこはまた話は違いますが、基本的には地域活性化等の事業や、同種の事業への転用であれば、補助金の返還等はないという制度に弾力化されている状況です。

小原正晃委員（分科員）

だとすれば、何の補助金が入っているか、本当に使えるかどうか、しっかり調べてください。でな

れば、この議論は前に進まないと思いますし、それはユースパルだけでなく、今後こうした議論になる——施設整備室など、教育分野で持つ施設で、今後、いろいろなものがあるのか、教育以外の分野でも使えるのか、行政経営課とも横串を刺す中では、議論の一番のスタート地点だと思うので、是非ともそこは早急に調べていただいて、いろいろなものに活用しても違反にならないのか、確認していただきたいです。

生涯学習課長

補助金を活用しているかについては、早急に確認をした上で今後の検討等に生かしていきたいと思えます。

小原正晃委員（分科員）

それを基本にして、では次、この教育庁でどうするか。多分、教育庁だけでは、存続理由全部プラスするのは、なかなか難しいと思うので、部局を横断して、いろいろなものを肉付けしながら、施設の在り方を……。いろいろな集約ができると思います。集約するのが主ではないかもしれませんが、スリムにしていくとすれば、いろいろな機能も入れることは可能だと思いますので、是非とも確認してもらいたいと思います。

もう一つ、最後にこの件について、働く人たち——先ほど従業員のあっせんの話もありましたが、テナントの人たちもいます。働いている人たちもいる中で、そうした人たちのあっせんは、再就職も含め、全部が全部というわけにはいかないと思いますが、大事にしてもらいたいと思います。ここはしっかりしてもらいたいということで、お願いしてもいいですか。

生涯学習課長

雇用の関係は、なかなかこちらで……。例えば指定管理制度についても、制度に基づいた契約——協定に基づく関係ですので、今回、終了に伴って全てあっせんをする形にはなりません。そのような相談があれば、関係する部署におつなぎするなど、可能な対応をしていきたいと思えます。

高橋健委員（分科員）

この事例、非常に私は大きいものと捉えております。県内でも様々な形の指定管理があって、その取引、請負業者等いろいろな形があると思えますが、この事案は、大変大きな前例になると思えます。今後の指定管理の在り方……。県民にとっては、多分こうしたものは知事部局であろうが、県教委の所管であろうが関係ないと思えます。この事案で、秋田県全体の指定管理の在り方や進め方、責任の所在がどうなるかは、皆さん非常に興味深く見ていると思えます。

そうした中で、私の勘違いかもしれませんが、話

の節々で、責任は当事者にあるような言い回しが、私はすごくずっと気になっておりました。よって、そういった考えをなくして、きっちり——今までも先輩方のお話ありましたが、部局を越えた責任をしっかりと果たしていただきたいと強く思っています。これで秋田県の信頼がなくなるような、揺らぐようなことがあっては絶対ならないと思いますし、法人への責任転嫁が絶対あってはならないと私は思っていますので、その辺はしっかり、県教委の責任をもって、部局をまたいで全うしていただきたいと思っていますが、どのようなお考えでしょうか。

生涯学習課長

先ほど制度の話をして、そうしたところも含めてだと思いますが、今回、指定管理制度でできること、できないことをいろいろ協議をしながら、こうしたことを行ってほしい——例えば冬期休館も最初からある程度、選択肢としては示した上で、こうしたことをできないかなど、制度内でできる範囲のことはこちらとしても協議を続けてきたと思っております。ただ、こうした結果になってしまいましたし、先日の小棚木議員の一般質問の知事答弁でもありましたが、指定管理制度の運用など、今回を契機に見直しを検討すべきところはあると思います。これは行政経営課で判断するという、制度所管課だけの話ではなく、実際に施設所管課としてもこうした運用の改善ができないかなど、しっかりと意見を出し合いながら、制度をどのようにしていけばいいのかを施設所管課としても真剣に向き合っていきたいと考えております。

瓜生望委員（分科員）

いろいろお話を頂き、今、副委員長からもありましたが、教育委員会の責任という部分もあるでしょうし、私は、指定管理事業者に全ての責任というわけではありませんが、やはり努力不足といえますか、そういったところも否めないとも思っています。しばらく前に課長から、この件でいろいろ教えていただいたときも、もっと取り組めることがあるのではないかと、私も正直思いましたし、それが制度やルールの中で、できること、できないこともあったのかもしれませんが、今、実際このようなことが起こってしまったことは、先輩方の皆さん言いましたが、やはり大きいことだと。これは、本当にそのように認識したほうが良くて、起こってしまったことはもう戻れないので、どうにもならないと。この先を本当にどうしていくか、本気になって考えていかなければいけないと思っています。

令和8年から生涯学習センターと一緒に併せていくのを考えていくことや、いろいろなスポーツの部分など、やれることは多分たくさんあって、ただスピード感は、すごく持たないといけないのではない

かと思います。

いろいろお話を聞いていると、春には大きい剣道の大会、これまで秋田県がずっと行ってきた高校生の大会などあるではないですか。あと、高校野球のこまちスタジアムで野球を行う。それで、遠方からこまち会場になっている学校は、こうしたところに泊まってきたわけで、今度、泊まる場所がないわけですよね。今、秋田県はホテルがすごく足りません。よって、もし野球部の何十人が泊まれないとなると、例えば、極論、鹿角から試合して、また帰ってとか——試合の日程が空けばいいですが、泊まらなければいけないスケジュールも絶対あると思います。よって、そういった部分を幾らでも助けるためにも、前向きな議論を、もっとスピード感を持って進めていただきたい。役所が行うことなので、何としても時間はかかると思いますが、この1月から3月の休館の間で、ある程度、将来の方向性みたいなものは出してほしいです。

あと、私は、宿泊施設としてもまだまだポテンシャルがあると思います。実際この前、小棚木議員と僕、会派室で席が隣ですが、「ホテルがない」と言っていて、「ユースパルはどうですか」といった感じで泊まっていたと。多分そういう人たちはいっぱいいて、これは宣伝すれば、例えば学校の先生の研修会など、そういったものをユースパルでやりましょう、1泊でやりましょうとか——分かりませんが、何かそういうものは、需要は掘っていけば掘っていくだけ、みんなが本気になればそういうものを創出していけるし、民間の人たちも、もっと気軽に使える状況になれば、本当に可能性はあると思います。やはり宿泊者が入ってくると収益は上がりますし、そういったところを総合的なパッケージで、この1月から3月で何とか、民間事業者の声も聞きながら——大変なことにはなると思いますが、そのような方向性で考えていただけないかと思います。教育長、いいですか。

教育長

責任の話がありましたが、確かに法人も一生懸命頑張ってもらいましたが、うまくいかなくなってきて、我々もいろいろ指導して、意見を聞きながら進めてきましたが、年度途中でこのように閉めなければならないことは、法人というよりも我々の責任もかなりあると。御迷惑をかけている部分に関しては、本当に責任を感じております。

今後に関しても、先ほど言ったように部局横断で責任を持って進めていきたいと思っています。あと、スピード感を持ってとの話もそのとおりでと思います。

いろいろ話が出ていますが、貸館に関しては非常にテナントも含めて需要もありますし、秋田市も大分、会議室が少なくなってきているため、これから

そうした部分は多分必要になってくるだろうと思います。それから、宿泊の話がありました。これ、どうなるかは難しい議論で、子供たちにとってはいいと思います、スポーツゾーンです。そうした部分をどううまく拾いながら行っていくか。それで、同じように運営ができるか。指定管理の仕方もあるでしょうが、その辺はこれから早めに方向性を見ながら進めていければと思います。

まずは、影響がなるべく出ないように頑張っ、御迷惑をかけないように、この3か月議論しながら4月に向けて考えていきたいと思っています。

委員長（会長）

審査の途中ですが、ここでいったん休憩します。再開は、午後3時15分とします。

午後3時 4分 休憩

午後3時15分 再開

出席委員（分科員）

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

休憩前に引き続き、教育委員会関係の所管事項に関する質疑を行います。

小原正晃委員（分科員）

総合計画の16ページで、高校生の中退率、この目標、かなり高いという、野心的な80%という、なかなか大変な数字だと思います。これからのように伸ばしていくつもりですか。

高校教育課長

野心的な目標であるとは、私もそのように思っておりますが、今回、この目標の設定に当たっては、部局とも、前半で御説明した人口社会減対策パッケージとも連動させながら進めていくところです。まず、引き続き県内にどのような企業があるかをしっかり高校生に説明する機会を充実させていくこと、特に現場で働いている方の声を聞くことは非常に進路決定において重要で、影響力の大きいものと考えており、その機会の充実を図ってまいりたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

これはすごく重要だと思います。他県の例も見えますが、参考になることもあり、いろんな冊子を作って、父兄にまで教えていくという、どのような会社で、どのくらいの給料でなど、会社自体を教える取組がいろいろあると思いますので、伸ば

して頑張りたいとお願ひして、次に移ります。

71ページで、高校生の中退率の実績値や目標値を立てていますが、これに関しては、こうしたものを作らなくていいのではないかと。というのは、先生目線というか、教育庁目線で中退する人をなくするという話かもしれませんが、今の子供たちは多様な生き方、様々あるため、もし自分で高校に入ってみて違ふと思って——私の場所はどこではないと思った場合だとすれば、自由にしている時代だと思います。わざわざ、このような中退を止める目標を作る必要はあるのかと思って、そこはどうでしょうか。

高校教育課長

委員の御指摘の点もあるかと思ひます。進路が多様になってきており、自分の自己実現の道を図っていくに当たって、転学、退学して次の道を考えることも一つあるかと思ひます。

ただ、我々として、ここに中退率を指標として上げているのは、せつかく入りたいて思って高校に入った生徒の学びを中断してしまうことを非常に懸念しており、そこは中退の道を選ばずに、どうすればせつかく入りたいて思って入ってきた高校で3年間学びを継続して、その先の社会に出ていくところにつなげられるかとのことで、今回、設定をしております。

小原正晃委員（分科員）

言い方に気を付けてという、パワハラ、セクハラとかあるように、言葉尻で傷付く子もいるのではないかと指摘をさせていただいたところです。中退するのが悪いことではないとは思ひし、大検を取るなど、いろいろな社会での生き方があるとは思ひので、是非ともそういう、いろいろな多様性のところに——教育分野ですので、しっかりアンテナを張ってという、そうしたところを行ってもらえるようにお願いしたいことを伝えておきます。

次、第八次高等学校再編計画です。今回のところで、横手の……。

委員長（会長）

小原委員、待ってください。

小原正晃委員（分科員）

いいですか。

委員長（会長）

計画、一つずつ進めていきたいと思います。飛び飛びにならないで。

小原正晃委員（分科員）

分かりました。

委員長（会長）

では、総合計画関連ありますか。ないですか。

【「まず、次やらせたらいい」と呼ぶ者あり】

小原正晃委員（分科員）

八次再編計画で、今回、いろいろな学校の統廃合——今のゼロ歳児、あと十数年後を考えれば

3,000人近くなってしまうという、もう恐ろしく、今の3年生7,000人ぐらいが半分以下になってしまい、もうやむなしのところもあるかと思いますが、ただここをどうしていくかは、大きな指針が必要ではないかと思っています。

私は前から、秋田市の一極集中にならないようにとの話をしておりますが、地方が——これを見れば、秋田市もクラスは減りますが、学校が減っていくのは全部地方で、個々に見ていけば仕方ない気はしますが、全体で見た場合、秋田市が減らずに、ほかの地域ばかり減っていくことに私は強い違和感を持っていますが、ここは変える余地などはあるのですか。

高校教育課長

秋田市で学校数が減らないように見えることへの御懸念かと思っています。第八次のこの計画では明記はしていませんが、次の計画、また後期計画も含めてですが、次の計画では必要になるところはあるかと思っています。ただ、現在でも秋田市内の中学校の卒業生数に対する公立高校の募集定員は、ほかの地区よりも少なく7割程度で設定しており、学校数も含めて急激に減らしていくことは中学生に与える影響が大きいと考えており、その辺りは慎重に検討する必要があるかと思っています。

小原正晃委員（分科員）

ここは私は、地方の立場から、訴えさせてもらいたいなと思っています。

もう一つ、前からこれもお話しさせてもらっていますが、市町村立高校への移管というか、一文書けないかとずっと訴えてきています。教育長からは「市町村で取り組みたいところがあれば、それを入れる」との御答弁をずっと頂いていますが、市町村は、なかなか言うはずないです。自分たちに責任と……。県に要望、あちらも財政が厳しい中で……。しかし、北海道の事例では、前に町立で造っていたものが道立になり、合併、縮小、廃止になった場合、「村、町に1つ残したい」ということで町立を選択して、特色ある取組を行っている学校が出てきたことで、秋田でもこのようになりかなり大きな再編になっており、自分たちの町に学校が1つもなくなっていくところが増えてくる中で、そういうルールをこちら側で用意していれば、受け取る側の議会も腹をくくってというか、取り組まなければ、自分たちの村や町を守らなければいけないでしょうという議論になるのではないかと、私はずっと訴えてきたつもりです。入れたらいいのではないですか。どうですか。

高校教育課長

市町村への移管については、これまでどおり、要望があれば検討することが基本的なスタンスかと思っています。ただ、ここに明記せずとも、本計画の期間中に地域と協議を行い、それぞれの地区——大館や能代は何校にしていくかを、地域と協議をしていくことは明記してあり、その中で市町村立にしていくとの議論があれば、それは検討の余地があると考えますので、その地域との協議で進めていくべきものと思います。

小原正晃委員（分科員）

私が何度も言わせていただいているのは、ここに明確に書くことによって責任の所在というか、「秋田県ではこうした方針で進むが、市町村でどうしても必要だと思った場合」ということで、全部、秋田県にお願いするとか、残してくださいと要望していただくだけでなく、自分たちでも考え得る意味になるのではないかとの理由での記載をしてもらったほうが、各議会で議論になるだろうし、町の人たちも自らのことだと思いがながらできる一文になるのではないかという理屈でした。

今の話でいけば堂々巡りになってしまうので、どうしたらいいかと思いますが、再度こうした議論を庁内で話し合っというか、どうなのかと言っほしいのですが、この辺りはできれば書いてもらったほうがいいのではないかと思います。教育長、どうですか。

教育長

今、課長が話したように、毎回同じ答弁していますが、私、いろいろな市町村の教育長を回って話を聞いても——1町に1つの高校がある町村も結構ありますが、自分のところで高校を持ちたいというか、移管の話題をこちらから振っても、なかなか現実味がないのです、実際。もう少しそうしたものが出てくれば、こうした大きい計画にのせることもあるでしょうが、今、いろいろな市町村が自分の地区にある高校を支援する形が結構出てきています。支援してだけでなく、移管して自分で持てば学校をなくさなくて済むというところまで、もう少し機が熟してくれば、それはある程度、大きい計画にのせることもあるでしょうが、今は聞いていても、こちらから押し付けで「いかがですか」という雰囲気ではない感じがして、以前から御意見頂いていますが、そうした雰囲気はあるかと思っています。

多分、大きな市よりは、1町1校のところだと思いますが、そうしたところに関しては、お礼を言いながら、この学校をこれからどうしていくかという話は、常々、市町村としていきますので、その段階で今のような話が出てくれば、ここにのせながら進めると思うので、後期に向けて、また検討させていただきます。

小原正晃委員（分科員）

では、これについてはまずいいです。

鶴田有司委員（分科員）

では、その関連で質問します。この間、委員会でも熊本県へ行ってきました。高森高校に行きたいという私の念願を委員長が酌んでくれたのですが、参考になりました。県立高校であれだけ魅力的な学校を造れるのかということでしたが、行きましたら、恐らく情報は御存じだと思いますが、熊本県は県立高校の在り方検討会というものを行っていたのです。令和3年から令和6年にかけて行っているさなかに、各高校の魅力アップのための取組を教育委員会が進めてきたと。教育委員会に高校魅力化推進室を設置し、各高校が魅力アップへの取組を行ってきた中で、令和5年に高森高校がマンガ学科——学科再編で、普通科グローバル探究コースとマンガ学科、2つ作ったと。

ですから、そこから始まって、恐らくもともとそうした下地があったと思いますが、ちょうどタイミング良く、そういう魅力アップの対策を県教育委員会で始めた。それは地元の方と、それからコアミックス——個別の名前を言ったらうまくないのかもしれませんが、漫画に関係する民間の会社、オーナーが地元の方——その町ではないそうですが、熊本県の方だったそうで、三者がたまたま一緒になって……。四者協定となっている。高森町にあります、そこでたまたまそれが出来たということ。

熊本県は、もともと熊本市にみんな集まってくる傾向があり、それではうまくないため、それぞれの地域の学校を魅力を上げようと。特に今、授業料、高校まで無償化になる方向に来ているわけです。そうすると、私立高校が魅力アップしていく——秋田県の私立高校も数少ないですが、大分変わってきたと私は思います。何か、県立高校に行きそびれた方が行っているかという、以前はそんなイメージがありました。今はそうではなく、その学校に行きたいという取組を大分、最近行ってきているのではないかと思います。そうすると、やはり県立高校も、ただ単に子供がいなくなってきたから統合することはないと——でも現実問題、子供がいなくなっているため、統合せざるを得ないとは思いますが、その魅力をどうやってその高校が持つかと。ただ単に横手の西地区3校を統合させればいいのか、湯沢の学校を一緒にすればいいのか、そうではないと思うのです。それはそれでなくても、その高校がいかに魅力を付けるかだと思います。

よって、自治体が持つようにという一文を入れてもいいのかもしれませんが、それ以上に魅力アップの方向性を、ここで強く打ち出していくことも大事、むしろそちらのほうが大事ではないかと私は思いま

すが、どうですか。

高校教育課長

県立高校の魅力化、またそれぞれの学校の特色化を図っていくことは、非常に重要であると思っています。その中で、やはり生徒が少なくなってきたから、ただ統合ということではないのは、私もそのとおりだと思います。

それぞれの幾つかの学校が統合していく中ではありますが、ではその統合する学校がどのような魅力を持って、県内外から生徒が集められるように特色化を図っていくかは、まさにその地域の資源や、それぞれの立地、また、これまで積み重ねてきた各学校の背景を、地域との協議でどう作り上げていくかだと思います。実際に横手地区の統合校について今、進んでいる話合いでも、地域の方からも意見を頂きながら、どのような学科構成といいますか、総合学科の中での系列を作っていくかは、まさに議論中ですので、地域の意見も聞きながら、魅力化を図っていく、それは地域との対話の中で行っていくことは、引き続き進めていきたいと思っています。

鶴田有司委員（分科員）

横手は横手で、地元とも打合せながら行っていた、そちらのバックアップも当然、お願いしたいわけですが、ほかの地域もこれから——既に統合がスタートしている学校もあるわけですから、その魅力アップも行っていけないと、これからどんどん少なくな……。選ばれる学校になっていかないと——その地域にある学校としての存在価値も、もちろん高めていかなければなりません、選ばれてその学校に行くという、そうした学校づくりをしていかなければならないとなると、この第八次計画、それからこの後の計画も当然、出てくるわけですが、魅力アップにもう少し注力して……。ただ単に「ここが今度このように学校が一緒になりますよ」、「大館3校を2校にしますよ」、「由利本荘はこうなりますよ」というだけではなく、その上で魅力アップをどう持っていくかを、意識付けできるようなことを行っていったらどうかと思いますが、その辺はどうでしょう。

教育長

今、見ていただいている4ページのナンバー2の資料は、今後の再編に関して「魅力ある」という言葉が使われていますが、タイトルが「特色ある学校づくり」となっていますので、ここに書かれていることは我々からすれば、まず新しい学校なり、今の学校もそうです。新しい学校も、魅力ある、特色ある学校を造っていこうとの記載だと思っています。

実際、私学がこれから非常に伸びるだろうと今、言われている中で、公立も取り組んでいかなければならない。これは、文科省も大分そこに力を入れて

いますし、我々としても、今ある公立高校を何とか魅力アップしていくことは頑張っていこうと思っています。さらに15年先を考えれば、ほとんどの学校が統合の対象になってきます。今ある学校は、魅力アップはできても、大きな学科再編は簡単にいかず、統合のタイミングは、一つ、その学校が変われるタイミングであるため、横手の3校もそうですが、この後、ほかの地区も全部出てきますので、いろいろな地区で協議してもらい、その地区でどのような特色ある学校を造れるのか、子供たちが通うにはどういった魅力があるかを話し合ってもらい、我々も入りながら、統合のタイミングで新しい学校の魅力を図ることは大事かと思っています。

そういう意味でこれから、今ある学校も、統合計画のある学校に関しても、委員おっしゃられたように魅力アップをまず頑張っていくかなければならないなとは思っています。

鶴田有司委員（分科員）

最後にしますが、私立の学校が大分、変わってきたと先ほどお話ししたように、秋田県内でもそのように感じているわけですが、県立高校も魅力アップさせることによって、お互いに切磋琢磨して全体的に底上げができれば、いつの間にか他県からも随分、来るようになってきたなというぐらいの——スポーツ関係で来ている子供も一部おり、その代わり出ていく人もいますが、そういう、お互いに切磋琢磨していい学校づくりを……。これからは特に選ばれる学校を造っていかねばならないことに特に力点を置いて、もう少し何か書きぶりもあるかと思いますが、どうでしょう。

高校教育課長

まさに選ばれる学校、非常に重要だと思います。全体的に今回の計画、魅力を向上させ、また特色を作っていく、今の特色も伸ばしていくというところになっていますが、今、頂いた御意見も踏まえながら、後期計画等々に向けて進めてまいりたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

是非、お願いします。

渡部英治委員（分科員）

今の八次の総合計画。魅力ある学校という中で、大農太田分校の停止は前から出ていますが、先ほどの施設整備室の、第2期あきた公共施設等総合管理計画の素案では、太田分校が廃止との表現になっています。今までパブリックコメントや何か行っているときには停止までは表現していましたが、廃止というのが、私の認識では今回、ズバッと出たなど。高等学校の計画と今の整備室の出している公共施設等総合管理計画の、整合や何かは併せて、今回、そうしたものが明確に出たと受け止めていいのか。そ

うなると、やはり地元として停止までは分かる、将来はそんなことはあるのだなど。でも、太田分校の関係は、いろいろな活用を、地元も含めながら、今、物を描いているはずで。今の段階で停止が即イコール廃止と公になっていいかどうかだけ、確認したいのです。その辺はどう受け止めたらいいでしょう。

総務課施設整備室長

総合管理計画については、期間が同じ10年間ではありますが、その10年間にその建物をどうするか観点で書いております。当然ながら、学校が募集停止になって使わないとなったときには、校舎は基本的には除却せざるを得ないかと。使い方の検討もあります。というものを考えていったときに、一応廃止の方向を出していますが、当然、それは総合整備計画の内容に沿ってということになります。

最後、先ほどお話ししたように、その内容がもし変更してくれば、当然、変更はあり得るとの注釈は付けさせていただきたいと思えます。

渡部英治委員（分科員）

私が言いたいのは、いずれ停止までは地元も理解していると思えますが、いろいろな活用などが出てきたときに、いきなりそういうことで廃止、決まりでしようとして前面に出してしまうと、やはり地元対応、いろいろな父兄、地域の問題も出てくるため、今は停止の状態、将来はそのことも視野に入れているが、活用方法も念頭に置きながら検討していく余地があることを、私は地元にとっておかなければならないのですが、そうした言い方でいいのかどうか、そこ一応。

高校教育課長

今、頂いた御指摘は、もちろん今回お出ししている2つのものについては、それぞれ高校教育課と施設整備室と、どちらでもよく話を決めてというか、出しているものですが、おっしゃるように地元というか、地域への説明は、これから丁寧に行っていく必要があると思えます。

【何事か呼ぶ者あり】

委員長（会長）

施設の活用。

【何事か呼ぶ者あり】

総務課施設整備室長

今、現行の計画では、使わないことを前提に書いているため、廃止という表現をしておりますが、動きが変わってきて他用途で使う場合、それから学校でいくのかどうか、いろいろな考え方があると思えますので、その場合は表現が変わることがあります。それは他の施設の存続もある意味同じものと考えており、年度、年度で計画の見直し、修正はしていく必要があると考えています。

小原正晃委員（分科員）

八次計画の確認で、別冊資料35ページの横手地区で、平成、雄物川、増田高校を再編整備すると。36ページの辺りに、現増田高校敷地で令和13年4月を開校予定とするとあります。先ほどから魅力ある学校づくりで、マンガ学科の話、この間ずっと、僕らも勉強してきたし、要望してきたつもりです。そうした中で、令和13年を開校予定とする場合、最終的にいつまでに土台が整っていれば——例えば学校を造るとき、先ほど教育長からもあった統廃合のときだと、もしかすればそういう議論になるかもしれない。ただ、学校を造ってからでは、やはりそこに合わせていろいろなものを付随させていくことが、なかなか厳しくなるとすれば、いつ頃までに議論を終わらせていないと開校に間に合わないのか。時期的なリミットがあるのか、教えていただければ。

高校教育課長

開校までの間にどのような学科を設置するかは、来年の冬をめどに、教育公安委員会でも説明したいと思っております。それまでの間に、今、学校を中心とした基本構想の検討委員会で検討を進めて、基本構想をまとめて、こちらで御報告をさせていただくイメージです。

小原正晃委員（分科員）

リミットが来年の冬ですか。大分前のような気がします。それ以降は動かないのですか。というのは、先ほど鶴田先生からもありましたが、コアミックスという民間の会社との連携、活用や、市町村との連携など、いろいろなところで協議が必要になってくると、実際行って感じてみました。宿泊施設や設備、場所など、いろいろなものが議題になってくる中で、1年で期限は、あまりにも早い、拙速ではないかと思ひ、最終的に、もう少し延びることはないですか。

高校教育課長

実際の開校は令和13年ですが、新しい学校のコースでの募集は、令和11年の入学生からになります。それは先日、男鹿の統合校で御説明したのと同じであり、統合した開校時に1年生から3年生まで同じ学科、同じコースで開校することになるため、そうすると令和11年度の1年生から同じ学科、同じコースで積み上げていくイメージになります。校舎の統合とコースの設定とで少しタイミングが違うため、そこから逆算する、つまり令和11年度の入学生のことを考えますと、令和10年のうちに入試がありますので、なかなかそれでもかなりタイトなスケジュールのため、来年の冬には基本構想はお示ししたいところです。

総務課施設整備室長

今のものに加えて、施設整備室では学校の整備もそれに合わせて行わないといけません。令和13

年開校のためには、前年、前々年——令和11年、令和12年には校舎の整備もしていけないといけないかと。加えて現在は、官民連携の手法をとということで、今、男鹿地区も9月議会で提示いたしました。必要な手続がその前にさらに2年くらいかかると。そうすると、それに向けて、当然ながら構想がないものを外にお出しするわけにはいかないため、一応それを逆算していくと来年の冬が、一つのリミットとは考えております。

高橋健委員（分科員）

高校教育課長に確認させていただきたいことがあります。

地域みらい留学の制度は御存じですか、私、あまり詳しくないので……。私の知り合いの方が、こうしたシステムというか、捉え方があるというのですが、県教委でこの議論はありますか。

高校教育課長

地域みらい留学は、今、実際に男鹿海洋高校、矢島高校、角館高校が参画している枠組みです。地域みらい留学——プラットフォームがあり、そちらに参画することで県外からの生徒募集をより魅力的というか、効果的に発信できるものです。

高橋健委員（分科員）

これは、たしか国も推している制度といいますか、そういったシステムだったと思いますが、これ……。私も含めてですが、あまり認知度はないと思います。これを進める中で、やはり市町村の——正直言うと首長のやる気が非常に大きいと思いますが、各市町村から相談や問合せはありますか。

教育長

先日、知事と首長の懇談会があり、私も出ましたが、要望にも地域みらい留学の内容がありましたし、意見交換のときには5、6人の首長がこの件で是非、是非みたいな、結構、関心を持って話をしており、それを聞いたほかの首長もいますので、意外に関心を持っていらっしゃるのではないかと。

高橋健委員（分科員）

私の実家、湯沢です。湯沢翔北高校雄勝校も、ひそかにそういった使い方といいますか、利用価値があるのではないかと、地元の一部ですが議論があり、また、羽後町や、近隣の横手の学校など、いろいろなお話を聞く機会がありました。お話と制度を聞くと、県教委が旗振り役をするより、やはりその学校がある自治体の首長が旗振り役をしないと難しい感じを私は受け止めました、制度を含めて。

ただ、先ほどから議論になっていますが、魅力ある学校と言っても、やはり首長が旗振り役で先頭に立って切っていくのは相当勇気の要ることだと思います。そうしたときに、「県教委でも、あなたたちの頑張りを伴走支援する」との働きかけがあるだけ

で、間口は一気に広がると思います。その辺、教育長、どのような考えをお持ちですか。

教育長

まず、その会議のときにも私、話をしましたが、男鹿海洋高校が秋田県の突破口でしたが、これは県教委が始めました。ただ、全国を見ますと、やはり市町村がこれに加入して、県立高校に関しては県がバックアップして一緒に行う形です。大事なのは、今、委員おっしゃられたように、魅力がなければ結局、入る意味が全くなくて、まず魅力作りが非常にあって——その点、男鹿海洋高校は洋上風力など、いろいろあるため県外からも結構今、来ています。そういう意味で、一つ学校の魅力を出すということ。これは、我々の責任でもあるし、市町村から応援していただくと。もう一つは、やはり市町村の協力ができないことには絶対行えないため、そこに関しては生活の支援含めて市町村にお願いする。よって、もし市町村でこれに関心を持っていただき、県教委に話してもらえば、まず一緒に行っていこうと話していますので、是非、言っていただければ。

ただ、全国いっぱい入っていますが、全く人が、県外から来ない学校もたくさんあります。よって、そう簡単でもないとは思いますが、そういう意味で一緒に魅力を作りながら県外から呼び込んで、その子をサポートしていくシステムを作りたいので、どんどん意見を言ってもらえればなと思います。

高橋健委員（分科員）

非常に心強い答弁を教育長から頂き、うれしく思っております。

その関連と申しますか、ずれるかもしれませんが、今回の一般質問で自民党会派の佐藤信喜議員から、バイク免許の取得の話がありました。実を言うと、これは郡部に住む人間にとって——生徒本人もそうですが、保護者に関しても、非常にこれから意味が大きくなってきます。というのは、合併して学校の校舎が離れると、そこまでの通学の距離は間違いなく長くなります。そうした場合に公共交通を使えない地域は非常に多くあり、湯沢雄勝で言うと——名前出してもいいのですが、東成瀬村であったり、旧雄勝地域で言うと秋ノ宮地域や、院内地域など、郡部でも少し離れた場所というか、その子供たちが学校に登校するのに非常に困るのです。私の世代には、高校生の子供を持つ親世代が結構おり、自分の仕事も抱えて、自分の通勤もあるにもかかわらず、子供の通学のためにも車を出さなければ駄目、時間がずれていて家族の協力がなくて駄目となったとき——信喜議員の話に戻りますが、原付の免許が取れば非常に……。法律上、16歳で取れるはずですが、現在、秋田県の高校は原則禁止になっているのですか、それとも校長先生に委ねる、状況を見ながら許

可を取らせる、こういった感じの状況になっているか教えていただけますか。

高校教育課長

現在、バイク免許の取得は、ほとんどの高校で原則禁止となっています。

高橋健委員（分科員）

信喜議員の一般質問で、そういったことも加味して質問したかったのだと思いますが、いかにせん一般質問の形上と申しますか、なかなかそこまで踏み込む時間と、一般質問の内容を詰め込むことができなかつたと思うので、所管の委員会でお話しさせてもらっていますが、原則禁止のルールを変えることはできないでしょうか。

高校教育課長

今、原則禁止と申したのは、基本的に各学校のいわゆる校則で決まっているもので、県教委から各学校に「禁止せよ」と言っているものではありません。したがって、その校則を変えることは、あくまで学校長が行うことになるかと思えます。ほかの答弁で申し上げたところもありますが、時代に合わせて校則を変えていく流れは、それぞれの学校で持っているため、その辺は校則全体の見直しの中で検討の余地があるかと思えます。ただ、なかなか、やはりバイクの安全面での配慮も考えた上で判断というか、検討していくのではないかと思います。

教育長

我々、高校の頃は、実際乗って来る人もいましたし、広域になれば移動が大変なことはよく分かります。一方で、今、あまり——今回、質問ありましたが、いろいろなところから例えばバイクを考えろとの議論、あまり我々に入ってきていないのです。例えば保護者やPTA、あるいは警察など、社会的なことも含めて、世論みたいなものをもう少し見ないと駄目かと私は思っています。東北全体が禁止というか、あまり認めていない方向に結構あり、乗れる期間も限られています。さらに原付50ccが廃止になり、今度、バイクが125ccと大きくなるため、答弁で述べたように事故等が心配される——実際、我々、学校の長い経験で何人もバイク事故でけがしたのをいっぱい知っているというか、結構知っているため、なかなかそうしたものは心配な部分が多く、踏み切れないことがあって、学校にもどんどん変えろとも言えない部分が……。もう少し、いろいろな人の意見を聞きながら、どのような状況かは見ていく必要があるのではないかと思います。

高橋健委員（分科員）

教育長のおっしゃるのもすごく分かりますし、そうだと思います。ただ、原則禁止との固定概念がある中で、なかなか新しい議論は、問いかけない限りは、やはり生まれてこない話だと思いますので、そ

れをあっせんする動きとはまた別にですが、そういった議論の場を是非、現場の先生、保護者を含めて進めていただきたいと思います。

あと、教育長、バイクの免許持っていますか。私は持っていますが——私は限定解除も持っており、武浩先生も持っていますが、小さいバイクより大きいバイクのほうが安全です。かえって50ccや原付だと危ないのです。よって、そういった意味では、教習所できちり免許を取れることは、間違いなく——それまでのルールや体の使い方は、教習所で身に付けるものなので、その辺は安心していいかと思いつつも、やはり安全が第一なので、そういった意見も分かりますが、郡部の保護者の中で、子供が安全に自分で通学できればいいなという、一つの議論があることだけは覚えていただきたく、提言させていただきました。

教育長

バイクの免許はないですが、大学の頃はスクーターに乗っていましたが、今は怖くて乗ろうとは思いません。今、お話しされた部分に関しては、例えばPTA、あるいは地域生研という先生方の、地域の生徒指導の……。いろいろところで議論、話題にして、どのようなお考えがあるかと。もしかすれば生徒も何か考えていることがあるのか、その辺りは、聞いてみたいと思います。ただ、免許を取ると高校生はどんどん乗りたいし、スピード出たくなるし、運転はまだ下手であるため、本当に、そこはかなり心配ではあります。

小原正晃委員（分科員）

前にも聞き取りさせてもらった、県立学校のクマ対策ですが、秋田高校や五城目高校などは、いろいろな敷地内の木の伐採で、何百万円も掛かったとの話を聞いていますが、それ以外の学校で要望が来る——うちの学校の木は危ないなど、いろいろあると思いますが、そこはどう対応されているのか。優先順位も含めて。

高校教育課長

木の伐採については、まず五城目高校、秋田高校を進めて、この後、横手城南高校でも伐採をする要望は上がってきているため、対応していきたいと思っています。

また、そのほかでも必要な、例えばクマよけホーンや忌避剤、そういったものも全校にアンケートを取り、それぞれの学校で今、持っている運営費で対応していただいている部分もあります。それでも足りない場合や、急ぎであれば、こちらに要望を上げていただいて、順次、お金を配当して対応しております。それぞれスピード感を持って行っております。

小原正晃委員（分科員）

城南高校もよろしく願います。プラス、そこ

以外にも上がってきていないですか。いろんな木がありますよね。イチヨウ、柿、食べ物になる木とか。支援学校も含めて。

特別支援教育課長

特別支援学校関係では、大曲支援学校でクルミの木、6本伐採の要望があり、対応する予定になっております。

小原正晃委員（分科員）

あと、ないですか。

高校教育課長

木の伐採も、先ほどいろいろ必要なものを聞くときに要望を併せて確認して、今、順次対応しています。聞き漏れがあるとか要望が上がってこなければということではなくて、一応皆さんに聞いて上がってきたものとなります。

総務課施設整備室長

木の伐採について、高校教育課、特別支援教育課から聞き取りしたものを我々ももらっており、仮に全部切ると数千万円単位でお金が掛かる状況になっております。周辺の木と学校の木が隣接しているところも多いため、学校だけ切っていいののかの問題もありますし、今、国でクマのパッケージで補正予算も上がっておりますが——関係する部局としては自然保護課に、その交付金の対象事業があり、そちらにも照会しておりますが、もともとの経費が非常に少なく、全国で35億円という金額で、県への配分となると幾ばくもないと。それを各市町村へも配分しないといけないため、教育委員会を優先して使わせるだけの余裕はないのが実情であり、状況を見ながら、最小限切れる部分に……。雪解けのときにまた確認をしていく必要があるのが現状です。

小原正晃委員（分科員）

びっくりしました。是非、これ必要だと思うので、県費で行わなければならないあれかもしれませんが、国でもこうしたパッケージを作っているのであれば、それ相応の配分をしてもらわなければ……。生徒たちの命、安全を守っていく必要があると思うので、是非、要望してもらいたいことが一つと、市町村でも同様に、その学校の木だけではなく、通学路の木も含めて、自分たちが所有する木の伐採への支援が、あちこちの県内市町村で行われているはずで。私の市でも行っていて、5万円ぐらいの補助がありますが、ある程度の人気というか、需要があって、手が挙がってくるようで、来年も考えているとの話でした。1本切れば、その処理も含めて20万円から30万円ぐらいするとのことで、なかなか踏み切れないのが現実のようです。

是非とも、子供たちの安全も考えていくと、通学路とすれば、住宅や空き家なども行っていかなければ総合的な対策にはならないと思っていて、市町村

だけのパッケージではあまりにも……。正直そこも脆弱で、やり切れない人たちもいるようなので、是非とも子供たちの安全対策、通学路の観点でも——先ほども高校の通学路があまりに遠いとの話もありましたが、いろいろな統廃合が進んできていて、例えばバス停まで歩いていくといっても、親たちにしてみれば不安ですよ。駅まで行くといっても、もうどこにも出ていて不安な中で、学校施設はしっかり取り組むことを含めて、同時に通学路の安全も併せて、他部局や市町村との連携になると思いますが、行っていただきたいと強く要望したいと思いますが、御回答を頂きたい。

高校教育課長

今回、学校にもいろいろ聞き取りをしたときに、やはり民家や所有者が分からないところの木は、学校では非常に手を入りにくいとの話は聞いています。そうしたところでいくと、通学路に学校がどれだけ介入できるかは、難しい部分もありますが、いずれそれぞれの学校の生徒の安全面から必要な対策、学校周辺の安全確保も含めて必要な対策はしっかり取っていけるように、それは庁内でもすし、他部局との連携も必要だと思いますので、取り組んでいきたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

ここに関しては、保護者の皆さんや子供たちも、物すごく怖くて、登下校させたくないとか、怖いということがすごく多いですよ。だから、是非とも、このような要望があることは国にも強く言ってもらいたい。一般財源でやれと言ってもできないというか、お金も限られていて、なかなかできず、来年度も取組が進まないとすれば、本当に不幸なのは子供たちや住民だと思うので、こうしたことは強く国にも要望してもらいたいと思うし、県で早急に行わなければならないところに関しては、なるべく早く行っていただいて、プラス、ゾーニングは山のところが多いですよ。高校や特別支援学校も、クマの隠れるところが多い中で、しっかり木の……。木だけでなく、下刈りやゾーニング、電気柵の設置、街灯ももう少し増やしていかなければならないなど、いろいろな対策は必要になると思います。個々の学校から上がってきた対策になるべく応えていただきたいと要望して、一言頂きたいと思います。

高校教育課長

おっしゃるように、それぞれの学校の要望にできるだけ沿えるように、この後、予算の執行状況を見ながら適切に対応していきたいと思っています。

鶴田有司委員（分科員）

部活動の地域移行について質問したいと思います。地域差は恐らくまだある——大分進んでいるところとそうでないところと、あると思いますが、重要な

点の一つが、指導者をどのように確保するかだと思いますが、今、登録はどの程度ありますか。

保健体育課長

スポーツの指導者登録システム、今日時点で238名の登録があります。

鶴田有司委員（分科員）

これは比較的多いと思うか、それともまだ、やはり足りないか……。恐らく地域差もあると思いますが。

保健体育課長

次期総合整備計画の指標にも上げており、将来的には400名、500名、さらにもっと登録してもらえればありがたいです。今年度、一気に登録者数増えていますが、逆に、指導者が足りない、足りないとの声がありながら、需要というか、必要だという声、なかなかこちらに届かない問題もあり、我々、こうした形で指導者登録していることを、もっともっとPRしていく必要もあると感じております。

鶴田有司委員（分科員）

その辺、是非、お願いしたいと思いますが、私は、学校の先生の存在も非常に大きいと思います。一般の方で指導者として適格な人がたくさんいればいいですが、やはり人数も限られてくると思います。専門性、指導力もあると思いますが、そういう意味では、私は学校の先生も是非とも行っていただきたいと思っています。その辺は今、学校の先生の登録も結構ありますか。

保健体育課長

具体的な数字は今、出せませんが、学校の先生でも登録してくれている方もおりますし、現に兼職、兼業して、我々が把握しているところで、2名の先生が休日に学校以外で指導してくれている事例もあります。

鶴田有司委員（分科員）

この間、県南地区のスポーツ協会で情報交換をした際に、部活動の地域移行の進み具合の情報交換も行いました。指導者の登録についても話が出て、一部の地域でアンケートを取ったら、あまりいなかったと。ところが、個別に聞くと、実はやりたいという声があったとのこと。恐らく、学校で止めているわけではないと思いますが、いわゆる働き方改革の一環で、残業につながっていくのか、もうボランティアで、ここからは違うと——休日に出ていくという、またはっきりとするとありますが、そんなことで手を挙げにくい環境があるという地域の話が出ておりました。

地域性がある話かどうかは分かりませんが、私は横手の教育長にも話を聞いたら、横手の教育長も、指導者の中では学校の先生も非常に大事な存在だと。ある程度、慣れている方も多いわけですから。皆さ

んやりたいという——できればやりたくない人も、もちろんいるでしょうが、でも学校の先生の存在も大きいとの話も私は聞いていただけに、残念な話が出てきましたが、その辺、もう少し取り組んでいただいて……。先ほどのバイクの話ではありませんが、別に止めているわけではないとは思っておりますから、そういう意味では、登録に積極的につなげていただける環境作りをきちんとしていただければと思いますが、その辺どうですか。

教育長

これも市町村の話を聞いていますと、まだまだ兼職、兼業のシステムを使って先生が休日に地域のそれを行うには、まだいけないような気が私もあります。2人という話はありませんが、一定数、希望する先生方もいますし、将来的には、やはり先生方の力は大きいのではないかと考えています。

今後、指導者確保では、各市町村とも希望する先生方に兼職で行っていただくことは多分出てくるのではないかと考えています。まだその途中なので、本人も、あるいは学校や地域も、まだ何か行き渋っているみたいなことがあるのではないかと考えています。我々のほうでも、そうした制度があるし、もし希望するのであれば、そうしたものを使って行ってもらえばいいし、地域においても、この先生にお願いしたいということがあれば声をかけやすいような雰囲気は、我々も話をしていきたいと思っています。

鶴田有司委員（分科員）

是非、お願いします。そのような環境も作っていただきたいと思いますが、私は指導者ではありませんが、関わっている一人としては、指導者における学校の先生の存在は非常に大きいと思いますし、その地域のためにもなるだろうと。やりたい先生がいるのであれば、そうした、手を挙げやすい環境も作ってもらえればと思いますので、是非ともよろしくお願いします。

小原正晃委員（分科員）

スポーツの県外進学アンケート調査の新聞記事、この間、拝見しました。まだあれだと思いますが、これ、どのような方向で、どのくらいで出てきますか。

高校教育課長

先日、第2回の会議でアンケート結果をお示しさせていただきました。会議でもいろいろな立場の方がおり、非常に……。委員長ともよく話をしていますが、かなりまとめるのが難しいと考えております。ただ、年度内には一定の方向でといいますか、委員会から報告書を頂く予定となっております、その結果はまた改めて御報告をさせていただければと思います。

小原正晃委員（分科員）

私も知り合いの保護者といろいろ話している中で、

入試制度も大きく関わったとの意見も実際に聞いています、同じ保護者として。というのは、なかなか学力のところで追い付かなかったという子供に、早めに私立高校から声がかかっているとき、すごく魅力的だった——経済的な面も、施設や指導者の面も、学力の面でも魅力的だったというような……。全てが全て入試制度とは思いませんが、複合的な要因は物すごく関わっている——入試制度だけでなく、声がかかる時期や、お金の問題など、いろいろあると思うので、まとめるのは難儀だと思いますが、記事を見れば、それほど入試制度と県外入試は関連していないがとの委員長からの意見も……。様々な意見が出ているとのことですが、すごく複雑に絡まって、1個だけではないですが、原因の一つであることは、私もいろいろな人の事情、話を聞いて、一つあるという認識でいます。22.3%が多いのか少ないのかは、分かりませんが、まとめるときには、報告を出してもらうときには、より客観性を持って、複合的なところを少しひもとくような報告書を出して、なるべく理解しやすいものにしてもらいたいとお願いしておきたいのですが、どうですか。

高校教育課長

会議は、また1月に開催することとなっておりますし、今、委員の先生方にも書面で意見のお伺いをしていますので、今、委員に御指摘いただいたところもよく踏まえながら、委員長と相談してまとめていきたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

あと一つ、東京の学生寮の整備のアンケートが高校の子供たちに届いている件についてです。

総務課で行っていることだと思いますが、高校生の大学進学に当たって、東京の学生寮、本当に必要なのか、いくらぐらいが入れるかとのアンケートが届いています——私の子供にも届きましたが。ここは総務が主体でしょうが、学校を通じて生徒や保護者に聞いていることもあって、総括の場で話すのが本当は……。一般質問のほうが適切かもしれませんが、少し関連あるとされていて、こうしたところ、総務とはどのような連携を取って送り、また、アンケート結果、保護者の人たちの要望などをバックアップしていくのか、その辺り教えてください。

総務課長

育英会の東京寮については、委員が今、御指摘のとおり、育英会の今、寮に入っている生徒とその保護者、将来対象となる、一般の2年生、3年生の生徒にアンケートを出させていただきました。昨年度に行った導入可能性調査で、民間の活力を生かした東京寮の整備の可能性を探りまして、現在、それに向けて庁内で調整を図っており、そのデータとすべくアンケートを行ったところです。

小原正晃委員（分科員）

これは、保護者の話を聞くと、新しくなることや、近年の物価高騰によって、どのくらいだったら支払えますかとの質問があって、その質問自体が想定よりも高いところにある。結局、これだったら自分で借りるとそんなに差がないのではないかと話が出ていて、近年の部屋数や入居率を見ても、正直、費用対効果——どちらを優先するのとも出てくると思いますし、利活用や、本当にこれが適切なのかという根本的なところから、もしかすると必要になってくる……。むしろ首都圏に出ていく人に寮を提供することよりも、戻ってくる人たちへの支援をしたほうがいいのか、奨学金の増額をしたほうがいいのか、別の支援の仕方もあるかと思っていて、そういったことはいつまでに検討するのか、そもそも行うのかなど、そこは誰がどう進めていくつもりですか。

総務課長

まさに今、そこを庁内で検討しており、そのバックデータにするべくアンケートを行ったところです。今後、2月議会に向けて、来年度の当初予算に提案できるかどうかを現在、調整しております。

小原正晃委員（分科員）

正直、あればありがたいとは思いますが、女子寮は入居率3割切っている中で、では果たして親がそこにに入れていくのか、それが求められているものなのか、立ち止まって考える必要があると、正直思います。いろいろな優先順位だとすれば、そこもそうですが、限られた財政では、県内の高校の魅力アップなど——同じ教育分野の予算であれば、そちらのほうが下手したら優先かと思っていて、そうしたところも課だけ、教育庁だけではなく、行政経営課や……。物の存続だけでなく、その在り方そのもの、本当に必要かどうかを検討していくとは思いますが、そういう認識でいいのですか。

総務課長

東京寮は、寮自体が今、育英会の所有になっております。下の土地が県の所有となっており、それをどう存続させていくかの観点で教育委員会としては考えていますが、委員が今、言われたとおり、そもそもそれが必要かどうかも含めて、知事部局、財政当局と今、検討しております。

小原正晃委員（分科員）

しつこくなりますが、育英会の事業としては、求められているものが寮なのか、もしくは育英会のほうをもっとしっかり行うとか、増額するだとか、そのパーセンテージを落とすなど、別に求められていることのほうが必要ではないか、そもそもの在り方から考えるべきだと思います。

東京のあそこの一等地は、今では購入価格から物すごく高くなっていると思いますし、県の財政難の

中でも、いろいろなものに利活用できる可能性もあると思います。ここは、行っていくことありきでは難しいのではないかと思いますので、いろいろ検討していただきたいと思います。理屈が立つようにお願いします。

総務課長

委員の意見を踏まえ、育英会ともよく連絡、調整を取りながら検討してまいりたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

あともう一つ、観光連盟で、この間、札幌の中学校の先生が修学旅行で……。札幌の修学旅行、秋田県が来るのがトップになったとの話を聞き、一人の先生の頑張りでそうやっていろいろな修学旅行など増えていく、観光や教育で影響を与える力は大きいと思って感動しました。観光連盟からも表彰されて、大館出身の方ですが、いらっしゃるのだなと思いました。こういった教育分野でも、秋田県に多大なる貢献をされているすばらしい先生がいらっしゃるなど。そういう先生のような方を皆さんのネットワークで発掘していただいたり、教育分野や観光分野の連携を、どこかで行ってほしいなど……。熱意を持った、たまたま、そういうすごい先生がいて出来た事例と、一過性で終わらせるのではなく、それをつなげていったり、ほかの地域にも波及させていって、いろんな交流したり、こっちに来てもらう人を増やしたり、体験してもらう人を増やすところにまで落とし込んでほしいと思いますが、どなたか答えていただけますか。

教育次長（久慈隆正）

いずれ修学旅行も教育委員会で行っているわけではないですが、学校で生徒の希望も、保護者のアンケートも取りながら行っている中で、何となく例年、例えば高校であれば関西、今は秋田市の中学校であれば札幌が多いところもありますので、その辺は、その先生の力だけでなく、またいろんな人の希望も聞きながら行っていければいいなと思います。

高橋武浩委員（分科員）

セミナーハウスについてお聞きします。本県は4年連続で大雨となり、大きく被害を受けています。私の地元では、大雨で河川が氾濫するなどではなく、土砂災害の危険があるとのことで避難指示が結構出ています。今年、能代市でも市役所や公民館が避難場所になっていますが、一晩過ごすには環境があまり良くなって、その地域の自治体の会長が、能代高校の定時制課程二ツ井キャンパスのセミナーハウスを使えないかと、いろいろあったのですが、学校に聞くと、それは教育庁の管轄なので、学校に聞かれてもとのことでした。今、4年連続で、これからはますます大雨の対策が必要になるときに、県内各地に学校のセミナーハウスがあると思います。それ

なりに有効活用されると思いますが、こうした大雨の避難場所として指定されている事例、あるいはこれまで、そういった災害時に活用された事例など、避難場所として使用できる可能性も含めて教えていただければと思います。

総務課施設整備室長

全県の高校、特別支援学校、一部の社会教育施設も、市町村からの指定を受けて避難場所になっている学校がほとんどです、なっていない学校というか、市町村もあります。ただ、避難場所として指定されているほとんどは体育館——いわゆる一定人数を受入れ可能なスペースとしての体育館となっているのが実情です。

今、お話のありましたセミナーハウスは、まさに簡易なベッドがあって、泊まれる可能性はあると思います。各学校で、基本的には体育館を避難場所としながらも、一般質問等でも出ておりますが、例えば冷暖房などを考えたとき、体育館にはそうしたものがありませんので、その場合はそういった設備のある会議室や、教室などを中心に使えるように、今、具体的にどの部屋をどのような形で使うかを各学校に指示をして、施設の利用計画を策定していただいております。その中の例示として、セミナーハウスの利用も書いていますが、避難場所で使う場合に問題になるのは、特にコロナ禍以降、体調が優れない方を一時的に場所を離して隔離をしないといけない、そういった場所にセミナーハウスが使えないかを学校で検討してほしいとお願いしております。

高橋武浩委員（分科員）

体育館がよく避難場所になって、福祉施設など大人数を結構収めますが、今回の事例はそれこそ1軒、2軒で、本当に数人です。それでもまだ危険なので家に帰れないという感じで、自治会の会長が心配した事例です。

ちなみに、二ツ井キャンパスのセミナーハウスは、今は使われていないでしょう。活用されているのですか。

総務課施設整備室長

個別の学校のセミナーハウスの利用状況を今、把握していないため、使っているかどうかお答えできませんが、基本的には各学校、使える施設であります。ただし、建ててから大分古くなっている学校が多く、どうしても劣化すると使いづらくなって、そのまま使わずに食堂だけ使っている学校も多く、その辺の利用の可否も各学校で判断をしながら、使えるかどうかを検討していただくことになると思います。いずれ、学校長の判断と考えております。

高橋武浩委員（分科員）

いずれ、整備はされている——いろんな環境の面もあると思いますが。自治体から市町村に言って、

市町村が学校とその辺協議し、対応できるのであれば活用できる方向で話が進めばいいと思っていますが、そうすると、自治体、市町村から協議する内容ということで進めてというか、お話ししてよろしいですか。

総務課施設整備室長

まさにおっしゃったとおり、避難所の開設は市町村が行う事務になっており、係る経費も全て災害の経費から市町村に払われるものですので、市町村からの協議申入れがあれば、それに応じる形になるかと思えます。

高橋武浩委員（分科員）

承知しました。

高橋健委員（分科員）

確認と現状を教えてくださいたいのですが、11月下旬、大麻所持の疑いで中学校教師が逮捕された、びっくりするニュースを聞きました。中学校の英語の先生とのことで、子供たちの現状——本人は警察管轄だと思っておりますので、今、当該学校の生徒の状況を教えてください。

義務教育課長

当該学校には、市町村でスクールカウンセラー等を配置し、ケアに当たっております。1人眠れなかったとの訴えをした子供がいたようですが、それ以外は、まず落ち着いた学校生活を送れていると聞いております。

高橋健委員（分科員）

子供にとっては、いつも勤務態度も良かった先生みたいですので、英語をいつも教えてくれる身近な先生が大麻所持で捕まったという、とんでもない事件を起こしているとなると、やはり心の傷はかなり大きいと思います。びっくりしたと思います。中学生という多感な時期にそういった経験をされたことは、本当に悲しいことだと思いますので、是非、これも各中学校単位でお任せするのではなく、きっちり県教委でも支援していくというか、現状を含めた上で子供たちのケアに努めていただきたいと思います。どうでしょうか。

義務教育課長

当該学校、それから市町村、県教委、事務所含めて連携をしながら、子供たちが安心して学校に通える体制を作れるように働きかけてまいりたいと思います。

瓜生望委員（分科員）

今、「チェンソーマン」や「ルックバック」は分かりますか。分かる人いらっしゃいますか。これ、仁賀保高校が生んだ大人気の漫画家の先生です、まだ若いですが。今、実写版「ルックバック」という——アニメの映画が出て、今、にかほ市や、一部、秋田市で実写版の映画の撮影が行われて、これから

大々的に発表されていくと。何かこれ、すごく明るいニュースだと思っております。今、子供が減ってきて、今日の議題もいろいろありましたが、高校を小さくしていく、何かなくしていく、何かやめなければならないなど、そういう話が何としても多い中で、こうした明るい話題で——秋田県で育って、秋田県が物語の場所というか、本当に自分の町のことを描いてくれていて、そういうもので今、本当に全国的、世界的にも人気があると。

これは投げかけになりますが、何か、今の子供たちに対してですが、これから多分、ほかから人が来るようになります。それを踏まえた上で、何か子供たちの未来につながるようなことをできないかと。すみません、僕もノープランですが、みんなで考えていけないかと。例えば、担任の先生に「このように育てた」などの教育論を語ってもらうとか。教育委員会だけではなく、観光や文化も関わってくると思いますし、美術館や博物館などとの連携も、いろいろ行っていけるのではないかと。当然、横手のまんが美術館とか……。こういうことを積み重ねていくと、将来3校を統合するマンガ学科に向けての機運が高まっていくとか、もしくはそういう漫画の——熊本のように、事業者が秋田にもそういう拠点をもちたい、手伝いたいなどの話になっていくのではないかと考えております。この辺、今後、一緒に考えていきませんかという投げかけですが、誰に聞いたらいいですか。

教育次長（久慈隆正）

今、質問あるまで「ルックバック」知らなくてあれですが、「チェンソーマン」に関しては、かなりアニメも見ました。今、調べたところ、仁賀保高校時代にCGのゼロニウムから指導を受けていろいろとやって、その伊藤さんは、こちらでも外部講師等お願いしている人で、そういうこともあるのだと、質問で知りました。

担任を、という話は、私もこれから考えていきたいと思いますが、やはり学校の先生だけではなく、いろいろな外部の人が入って新たな才能を開くことはあると思いますので、その辺は……。

また、別件ですが、最近、ニッポン放送のアナウンサーが秋田高校の出身で、その方が「高校時代の担任の話でアナウンサーをやりたくなった」というインタビューがあったのですが、そちらも高校教育課に今、勤めている先生の教え子だったので、その辺、何がその才能になるかを含めていろいろ協議していければと思いますので、よろしくお願いします。

瓜生望委員（分科員）

本当に学校の先生の影響、そういうものはすごいと思います、本当に人生が変わるような。よって、こうしたOB、OGは、すばらしい人たちがたくさ

んいるため、こうした方たちにも力を貸していただきながら、何か、より子供たちが夢を持てると思いますか……。みんながみんなそうなれるわけはありませんが、でも何か一つのモデルケースとして広く伝えていくことも必要だと思いますし、それを活用して、さらに秋田に人を呼び込む、そういったものもできていくのではないかと思います。一緒に考えていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

保健体育課長

先ほどの鶴田委員の質問に補足したいと思います。指導者登録システム238人中、学校関係者33名登録しております。

委員長（会長）

以上で、教育委員会関係の所管事項に関する質疑を終了いたします。

本日はこれをもって散会し、12月5日金曜日、午前10時に委員会を開き、警察本部関係の付託議案等の審査を行います。

散会します。

午後4時44分 散会

令和7年12月5日（金曜日）

本日の会議案件

- 議案第200号**
令和7年度秋田県一般会計補正予算（第5号）
（警察本部の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 議案第267号**
調停の申立て及び訴えの提起について
（趣旨説明・質疑）
- 議案第268号**
物損事故に係る和解について
（趣旨説明・質疑）
- 陳情第7号**
脳神経関連権保護の条例制定について
（質疑）
- 警察本部関係の付託案件以外の所管事項**
（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜 生 望
副委員長（副会長）	高 橋 健
委員（分科員）	鶴 田 有 司
委員（分科員）	高 橋 武 浩
委員（分科員）	島 田 薫
委員（分科員）	渡 部 英 治
委員（分科員）	小 原 正 晃

書記

議会事務局議事調査課	山 崎 友 寛
議会事務局議事調査課	小田嶋 研 斗
教育庁総務課	山 崎 裕 介
警察本部警務部総務課	雪 松 亮

会議の概要

午前9時58分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	瓜 生 望
副委員長（副会長）	高 橋 健
委員（分科員）	鶴 田 有 司
委員（分科員）	高 橋 武 浩
委員（分科員）	渡 部 英 治
委員（分科員）	小 原 正 晃

説明者

警察本部長	小 林 稔
警務部長	北 條 隆
生活安全部長	角 田 進

刑事部長	高 橋 等
交通部長	渡 部 仁
警備部長	下 田 淳 一
警務部参事官（兼）首席監察官	嶋 山 洋
警務部首席参事官（兼）警務課長	細 川 大 輔
生活安全部首席参事官（兼）生活安全 企画課長	浅 利 守
生活安全部首席参事官（兼）人身安全 対策課長	中 島 一 人
刑事部首席参事官（兼）刑事企画課長	小 野 政 樹
交通部首席参事官（兼）交通企画課長	古 屋 建 一
交通部首席参事官（兼）運転免許センタ ー長	阿 部 哲 也
警備部首席参事官（兼）公安課長	小 林 雅 彦
警務部参事官（兼）会計課長	鈴 木 昇
交通部参事官（兼）交通規制課長	加 賀 屋 真
警務部総務課長	淡 路 大 臣
生活安全部地域課長	開 田 広 明
生活安全部サイバー犯罪対策課長	若 松 秀 樹
警備部警備課長	米 沢 雅 也

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び分科会を開きます。

初めに、警察本部関係の議案に関する審査を行います。

議案第267号及び議案第268号を一括議題とします。

また、分科会では、議案第200号のうち、警察本部に關係する部門について審査を行います。

關係部長等の説明を求めます。

警務部長

【議案〔9〕により説明】

警務部参事官（兼）会計課長

【議案〔7〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、一括して行います。

小原正晃委員（分科員）

議案の、横断歩道の債務負担行為のお話です。毎

年、横断歩道の要望が住民からあって、学校周辺の安全確認、是非、お願いしたいとPTAや地元の市町村からも言われております。それにより早く対応を取っていただいていると思いますが、今年状況として、例年と比べてどのような状況か。要望の件数、スケジュール感を教えていただけますか。

交通部長

債務負担行為については、雪が消えると同時に速やかに工事に入れるように、例年、4,000万円を設定して行っております。

具体的には、県内の通学路には2,500か所の横断歩道がありますが、おおむねこれを6年くらいで全部賄えるように、大体18%前後で行っていくと。具体的には、2,500か所のうち435か所をベースとして必要箇所を選定し、毎年繰り返し実施している状況となっております。

小原正晃委員（分科員）

大体この2月の時期になればいつも要望させていただいていますが、雪が多い地域——今日も、かなり昨日から降っていますが、雪の多い地域は、やはり除雪などで消えるスピードも、ほかの地域よりも加速的かというと、毎年、毎年消えている感じがしており、非常に要望の多い箇所も多いと思うため、是非とも優先順位の中で予算の関係もあると思いますが、消えている箇所でも地元からの要望の強いところを優先的に進めていただけるようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

交通部長

通学路における児童の安全確保は、非常に関心の高い事項であるため、警察本部としても、そのような箇所を重点的に実施しておりますし、また債務負担行為での施工以外にも、通学路付近においては、通常予算の範囲でも必要な箇所は滞りなく実施していく方針としております。

小原正晃委員（分科員）

最後になりますが、こうしたところは県民の皆さんが一番見えるだろうし、安全、安心を守っていくのが私たちの大きな責務というか、義務だと思います。もし、ここでの予算だけで足りない事案が出てきた場合には、県庁、財政にも相談して、ちゃんとこうしたところに予算を付けてもらえる措置を取っていただきたいと思っておりますし、我々も是非とも協力していきたいと思っておりますので、そのようなところがあれば、こうしたときに議題に出してもらえるようにお願いしたいと思います。要望して、まず終わります。

鶴田有司委員（分科員）

関連で質問します。毎年4,000万円の設定で債務負担行為を設定している。ということは、年度内はここを行うと、おおむねは決まっているでしょう

が——大体6年で2,500か所を回すと今、部長おっしゃってましたから。施工期間の3月辺りは、まだ雪が残っていたり急に降ったりなど、当然考えられるわけですが、施行の予定をしている場合には新年度予算で対応する、あるいは年度をまたいで工事を行うと。施工期間の図だけを見ると、4月にも出ているため、そのような対応をするのですか。

交通部長

債務負担行為については、予算の単年度主義の例外での運用を認めていただいております、通常は、雪が消えたら速やかに前年度予算を執行する形ですので、施工の確実な確保の意味では、雪が消えてから、ほとんど施工しており、その点は大丈夫かと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

状況を見て施行すると、そういう理解でいいのですね。

交通部長

そのとおりです。

鶴田有司委員（分科員）

議案第267号、警察車両にバックして衝突した事案のようですが、相手方が、誘導したほうにも責任があるのではないかとのことですが、そうすると、誘導は警察官が行ったのですか。

警務部長

この事故は、令和6年5月14日に仙北市の市道上で起きたものですが、仙北署地域課の警察官が乗車したパトカーから停止を求められた相手車両が、交通指導取締りを受けた後に帰る際、同市道が行き止まりだったため後退して県道に出ようとしてしまいましたが、後方の安全不確認により、後方に無人駐車中のパトカーに衝突した物件交通事故であります。相手方が後退する際、警察官2人のうち1人は車両後方の県道側に移動して、県道側から市道側に車が進入してこないか確認し、1人は相手車両から少し離れた場所に位置しておりました。そして、相手方が約6メートル後退したところ、パトカーに衝突したものです。

鶴田有司委員（分科員）

その誘導したほうにもと、相手方が言っているということは、その辺は不明確な状況になっているのですか。

警務部長

調定前のため詳細な説明は差し控えますが、本件は、警察官が相手車両の後方で「オーライ」などと声かけをしながら誘導している際に発生したものではありません。警察官が後方の県道側に位置し、ほかの車両が来ないか確認している中、相手方が約6メートル後退した際に停止していたパトカーに衝突した事故であります。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、こちら側としては特に瑕疵はないと、そういう……。

警務部参事官（兼）首席監察官

この事故は、私もこの間、現場で見えてきましたが、非常に説明しづらくて、凶面などあればいいのですが……。まず、県道があります。県道の脇に、多分、旧道だと思いますが、市道があります。この相手方は県道を走っていました。プライバシーもあるため詳細は言えませんが、停止を求める要件があり、今、部長が説明したとおり、市道、旧道のようなところに誘導して止めました。要件が終了して帰る際、相手方は県道に出ないといけません、この市道は行き止まりになっており、パトカーは相手方の後ろに止まっています。バックして県道に出ないといけないため、一人の警察官が、県道から来る車にぶつかれば困るため、県道のほうに離れて見ていて——県道のほうはいいですよという意味です。よって、部長が言ったとおり、パトカーにぶつからないように「オーライ、オーライ」と誘導していたのではなく、県道側の車は大丈夫ですよという状態ですが、相手方は後日、「警察が誘導していたでしょう」との申立てをしていると。このように、パトカーに誰も乗っていない、一方的なというか、そうした事故の場合は警察側の保険を使わないものであり、相手側の保険も当初は、このようなパターンは全額向こう側で負担すると言っていました、相手側の保険会社に対して、相手側が保険を使いたくないとのことで話合いが進まないため、このような調定の申立ての状況になっております。

鶴田有司委員（分科員）

念のため。パトカーの停車位置は問題なかったのですね。

警務部参事官（兼）首席監察官

2.5メートルくらい後方ですので、通常……。そこまで近く止めたわけでもありませんし、市道も幅員6メートルくらいあるため、普通にバックできる状態ではあります。すぐぶつかったのではなく、6メートルバックしながらぶつかっている、そうした状況であります。

鶴田有司委員（分科員）

まず、分かりました。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、警察本部関係の議案に関する質疑を終了します。

警察本部関係の請願はありませんので、次に、警察本部関係の陳情に関する審査を行います。

陳情一覧表により、審査を行います。

陳情第7号「脳神経関連権保護の条例制定について」を議題とします。

御質問等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、警察本部関係の陳情に関する審査を終了します。

次に、警察本部関係の所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

警務部長

【共通資料1「第2期あきた公共施設等総合管理計画（素案）について」により説明】

刑事部長

【共通資料2「第三セクターの令和7年度運営状況評価について」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。

質疑は、一括して行います。

小原正晃委員（分科員）

最初に、クマ対策です。一般質問でも今回、物すごくみんなから声が出てきたと思っておりますが、警察の皆さんにも大変お力添えいただいて、ふだんの仕事以上の仕事をしていただいていることに感謝を申し上げたいと思っております。

このクマ対策に係るこれからの人員、組織などについて、大きくどのように考えていくのか。変えていったり、動かしていったりしなければいけない事例などが出てくるかと思っておりますが、その辺、教えていただけますか。

生活安全部長

クマ対策に関わる人員や組織体制でよろしいでしょうか。

小原正晃委員（分科員）

はい。

生活安全部長

クマ出没の際には、各警察署において現場活動、広報活動等をしておりますし、市町村と連携した合同での訓練等々を行いつつ、県民の安全を最優先として現在、取り組んでおります。それに加えて、ライフル銃を使用しての駆除の部分もあり、体制を整えており、現時点で新たにまた何かを構築することは……。現時点では、はっきり言って、考えてはおりません。現時点です。

小原正晃委員（分科員）

仕事内容もすごく増えていると思っております。例えば

私も、子供たちが学校におりますが、学校周辺のパトロールも、かなり警察の皆さん——学校側が用意した警備会社もあるように聞いていますが、警察の皆さんにも、かなり頻繁に学校周辺を回ってもらっていて、ふだんの業務のほかに物すごく仕事量も増えているのではないかと思います。そうしたところで何か、今年で変わったことは多くありますか。我々は、増えているのではないかと考えてです。

生活安全部長

県警察において、クマの出没は今年に限ったことではありませんので、これまでもクマの出没や被害があった際には現場活動、現場臨場して警戒、広報活動もしますし、当然、出没地域——出没の多発する地域においては、地域の通学路を含む警戒活動を強化する取組をしてきております。これに加えて、今年の11月4日から、深刻な状況が継続していることを踏まえ、従前よりもパトロール、警戒に当たる車両を増強した上で通学路の警戒活動を取り組んでおります。確かに、車両を増強しており、クマ対策に従事する人員は増えておりますが、ほかの何か事件、事故に影響が出ている部分はありませんので、県民、児童生徒の安全、安心を担うためにも、こうした通学路の警戒をはじめ、引き続き県民の安全、安心のための取組を行ってまいります。

小原正晃委員（分科員）

多分、仕事量が増えている中で、本当に感謝を申し上げたいと思います。やはり保護者からしても、生徒や住民の安全、安心を守ってもらえることは非常に大きい取組だと思えますし、これからも多分、来年以降ももっともっと仕事が増えるだろうと予想されます。よって、あまりそこまでは増えていないとおっしゃいますが、働く人たちの環境整備——住民の安全を守ってもらうことは一番ですが、行う職員の皆さんの環境整備、残業なども含めて、いろいろしっかり、そうしたところはコントロールしてもらえようをお願いしたいと思います。

島田薫委員（分科員）

今、話題になりました、クマ駆除対応プロジェクトチームについて伺います。

秋田には2チームが構成され、そこに県外の応援も来て混成チームとなっているとの報道がありましたが、今後、訓練していくことによって、そういう県外との混成ではなく、県内だけのチームが編成できるようにしていくお考えはあるでしょうか。

警備部長

ただいまの質問について、現在の状況ですが、11月6日より、他の都道府県警察から応援いただいております。派遣された応援部隊と秋田県警が今、合同で4名1組のチームで、これを2組編成しており、警察官職務執行法に基づくライフル銃を使用し

て、人里に侵入してきたクマを駆除することができ体制を構築して、11月13日からその任務に当たっています。

ちなみに、この対応ユニットは4人の構成ですが、現場責任者が1人、現場指揮官が1人、撃つ射手が2人の編成になっております。委員がおっしゃったとおり、現在は他県からいただいておりますが、これについては今後、クマ被害の発生状況を見て適切に判断していくこととなりますが、秋田県警においても、しっかりクマを駆除できるスタッフを育成しながらクマ対策に当たっていきたい、対応能力の強化を図ってまいりたいと考えております。

島田薫委員（分科員）

例えば今後、被害の拡大などがあった場合は、その2チームで足りるのかどうかの検討もされるでしょうか。

警備部長

現在、そのような検討はしていませんが、当然、おっしゃったとおり、被害の状況に合わせて必要な体制を構築していくこととなります。

島田薫委員（分科員）

それから、装備について伺いたいのですが、警察官も被害に遭わないためにも、是非、装備の辺りをしっかり拡充していただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

警備部長

特に駆除に当たるライフルの関係で、ライフル銃の配備等については今、警察庁が計画しておりますが、当県も新たにクマ駆除の任務の特性に適したライフル銃のほかにも、クマ駆除に適した弾薬など配備されるように、警察庁において整備に必要な予算が、今次補正予算に計上されたものと承知しております。詳細については控えさせていただきます。

島田薫委員（分科員）

分かりました。

高橋健委員（分科員）

今、現場の警察官の装備等のお話がありましたが、ライフルではない、クマスプレーなど、あとはレガースですか、カバーするような防具、そういったものの、現場で任務に当たる警官の声はしっかり届いているのかといいますか、現場で足りている、足りていないという調査はなされていますか。

生活安全部長

装備品に関しては、前にもお話ししているとおりで、クマの出没時に対応に当たる警察官の受傷防止のための個人装備、それから委員からありましたスプレーなどを配備して活用するようにしております。現場から、実際に何か装備品がまだ不足との声は把握はありません。ですが、委員の方々からお声のあるとおり、受傷事故防止に万全を期す部分

で、より強固な装備品の購入を進めておりますし、先ほど警備部長からありましたが、国の補正予算の関係でヘルメットなどの防護資機材の整備が行われるものと承知しております。装備品の整備については、クマ被害の発生状況や現場における装備品の活用実態などを踏まえ、有効な装備品の導入を今後とも行ってまいりたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

特殊詐欺について質問したいと思います。この間、地元の横手でもあったようで、最近、増えていると聞いていますが、状況としてはどうですか。

生活安全部長

10月末の状況ですが、特殊詐欺とSNS型投資ロマンス詐欺の被害状況は、被害の認知件数が151件、昨年と同じ時期に比較して2件ほど減少しております。しかし、被害額の合計が約9億3,000万円となっており、昨年と同じ時期に比較しますと約3億7,000万円ほど増加している状況にあります。

被害状況に関しては、特殊詐欺の被害が高齢者だけでなく、20代から幅広い年齢層に広がっており、被害が多い手口に関しては、ビデオ通話で警察官をかたって、偽の警察手帳や逮捕状を示して金銭を要求する手口による被害のオレオレ詐欺、これが35件で、昨年と同じ時期に比べて26件増加している現状にあります。

SNS型の投資ロマンス詐欺に関しては66件の被害があり、このうち、SNSでやり取りして恋愛感情や親近感を抱かせて、投資や副業などに誘い込んで金銭をだまし取るロマンス詐欺による被害が41件あり、昨年と同じ時期に比べて16件増加している。10月末の状況はこうなっております。

鶴田有司委員（分科員）

オレオレ詐欺もまだ相変わらず結構あると、改めて思いますが、いわゆるSNS関連の詐欺というと、いろいろと……。実際にそのサイトを私は見ることもない、あるいは見ているが、それが詐欺だと気が付かず、アクセスもしていないため被害には遭っていないわけですが……。かなり巧妙というか、うっかりそれに、例えばもうけ話に乗って入っていくことも結構あると思いますが、その対応は今、どのようにされていますか。

生活安全部長

被害防止のための取組としては様々ありますが、まず、警察官を語るオレオレ詐欺の対策としては、実際に警察官が犯人役になって手口を体験してもらう防犯講習、講和、これを10月末現在で全県で91回、約2,800人の参加者に手口内容を周知してもらう取組をしていますし、全県への折り込みチラシの配布なども行いました。

特殊詐欺に関しては、国際電話が悪用されているケースが多い実態があるため、国際電話からの着信を物理的に遮断できる、国際電話の利用休止サービスがあり、実際に希望する方が、その場で申込書を記載して発送するまでの支援を警察官が行っております。これも今年強化しており、10月末現在で1万件の手続を行っております。

SNS型の投資ロマンス詐欺の対策としては、被害に遭っている年齢層が非常に広く、主に働いている世代の方が結構、被害に遭っている実態があるため、被害防止のためのチラシなどの配信を希望する企業——現在、希望している企業463か所へ配信する取組も行っています。また、若い世代の被害も防ぐため、高校生に対しては学校での情報モラル教室でこうした危険性も教えていますし、大学生に関しては、県内の大学と連携して、大学内のポータルサイトを活用して被害防止の情報発信も行っております。

それから、様々なイベントやキャンペーンを利用して被害防止の発信も行っており、先般10月には県と共済による被害防止キャンペーンを行い、知事と本部長による特殊詐欺の撲滅宣言を行っておりますし、インターネットのウェブ広告での注意喚起を行っております。

鶴田有司委員（分科員）

いろいろ行っていただいており、先ほどの国際電話の遮断も行っているとのことですが、怪しいサイトというか、それを遮断したり消したりすることは、なかなか難しいですか。

生活安全部長

ウェブ広告など、ネット上でも被害防止のための取組も行っておりますが、ウェブの部分になると、やはり運営者側の管理の部分もあるため、一概に何かということ、なかなか難しい現状にあると理解しております。

鶴田有司委員（分科員）

いろいろと本当に巧妙な手口というか、我々が今まで情報としてもらっているものから、さらに進化してくるため、いちごっこみたいなどころがありますが、その辺は恐らく、秋田県警察だけではなく全国的なものと思います。その辺の情報のやり取り、あるいは警察庁で全国的なものは……。サイトは恐らくここだけではないと思います。そういうものの注意喚起や遮断——先ほど部長がおっしゃるように、なかなか難しい面もありますが、その辺、何とか県警本部長からも、全国的な情報で、被害にまず遭わないように、撲滅の観点で行っていかねければならないわけですが、その辺の情報交換、あるいは警察庁の対応などもしっかりと把握し、我々も教えてもらえればと思いますが、その辺はどんなものですか。

本部長

警察庁でもといいますか、政府全体としても、特殊詐欺等の被害防止対策には非常に力を入れており、今、鶴田委員言われたような事業者側への対策については、主幹省庁は総務省になりますが、そこは警察庁と総務省でも連携して対応しています。当県の被害状況等も警察庁に必要な応じて情報共有等しており、そこを通じて県警としても被害実態等を警察庁と共有しつつ、警察庁でしかるべく国として対応を取ってもらうように今、対応を進めており、そこは引き続き連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

恐らく暴力団も——かつてはいろいろな指定暴力団みたいなのが、はびこっている時期があって、大分収まり、撲滅されてきつつあるのではないかと思います。今度はこの特殊詐欺関係、これを重点的に行っていけないと、先ほど言ったように、件数は減ったが被害が多くなったとなると、さらに世の中、何を信じていいのか分からない状況になっても、これは困ると思います。こうしたSNSは、全てが悪いわけではありませんから——いいものもあるわけですので、この見極めは、普通の人は、なかなか難しいと。しかも何か見せ金が出てきて、「おやっ」と言って行ったら、その後から手痛い目に遭ったということもあると思うため、その辺の撲滅作戦を、まずしっかりと、是非ともお願いします。

渡部英治委員（分科員）

今の特殊詐欺で、大分詳しくやり取りしていますが、生安部長に重ねてお尋ねします。いろいろな対策、防止策を進めていますが、ただ残念ながら後を絶たない今の被害はどこに起因するかというと、ありったけ活動していても、それが浸透しても、なおかつ理解していない、そうした今、社会実態にあるのではないかと。私なりに、デジタルな部分とアナログな部分——デジタルについていけない人、アナログを全く無視する人、そうした部分の対策は、ある程度、考えていかなければならないのです。具体的に言うと、意外と相談しないで自己判断する人は、アナログ的なものではないかと。そして、いろんな情報を分かっているがゆえに落とし穴に入ってしまう、そういった部分が……。分析はしていると思いますが。

私、考えるには、ここまで来たら、やはり今までのやり方プラス何かしら知恵を絞った対応が必要ではないかと。例えば具体的に、子供たちには「いかのおすし」がすごく浸透しています。あれは大人が分からなくても、子供たちはいろいろな犯罪防止のために行っています。昔の話で恐縮ですが、ここにいる人は60代以上は少ない——私と鶴田委員は分か

るかもしれませんが、あるお菓子のコマーシャルで「気を付けよう、甘い言葉とゆうわく星」、聞いたことありますか。島田委員、分かりますか。分かる人は恐らく少ないと思いますが、これは「ゆうわく星」、惑星と誘惑の兼ねたもので、これが非常に——実はお菓子がヒットして日本国中ブームになったのです。そのときに例えば防犯などを子供たちから大人たちにその呼びかけをして、うまい話やいろいろな誘惑に乗るなど、そういった、物すごく分かりやすかったのです。今は複雑な社会ですから、どんな形で行っても、先ほどの鶴田委員言ったように抜け道あるいは巧妙化している。これを突破するための何かしらそういった、住民、県民に呼びかける方法……。私も防犯協会の活動では標語募集をして、いろいろな方々から身近なものとして特殊詐欺などを自覚してもらう、こうしたことも行っていました。やはり何か変わったことを行っていかなければならない状況に来ているのではないかと。漠然とした言い方をしていますが、その辺、もう一回、部長、何かそういった工夫は必要ではないですか。

生活安全部長

委員にはいつも御指導を頂いて、大変ありがとうございます。今、正確な数字は持ち合わせておりませんが、被害に遭われた方に、全く特殊詐欺と分らなかったのか、このような手口を分かっていたか、知っていたかなどの聞き取りを行っております。被害に遭われた方は、特殊詐欺自体は分かっている、今回、自分が被害に遭った手口も知っていた。けれども、自分は大丈夫だと思ったという方が結構多いのも現状です。なかなか被害がやまない実情にもありますが、これまでの取組、地道にまず継続——アナログ的にも、それからウェブ広告などのデジタル的な部分も情報発信しつつ、それこそ委員からもアドバイス、御指導ありますので、様々な取組、多くの年代の方たち、いろんな年代の方たちの意見も踏まえまして、引き続き……。いつも考えていますが、これからもいろいろな部分を考えて取り組んでいきたいと思っております。

渡部英治委員（分科員）

しっかり取り組んでほしいと思います。例えば老人クラブなど、いろいろな会に行くと、話した人、みなさん分かってくれます。でも、分かっているから被害に遭わないかというところ、やはり慌ててしまうから。それは非常に憂慮しなければならないと思います。

もう一点、先ほども説明で、警察官をかたる詐欺が今、すごく増えていて、この間、どこの放送局か分かりませんが、長崎県警の警察官が、直接、偽警官から電話を受けた際の記録を全部取って、それを放送で流した。あれ、すごく分かりやすい感じで、

話しているうちに、どうも向こうも普通の人ではないと思ひながら、「ところで、あなた職業何ですか」と問い合わせて、こちらは「言わなくても分かるでしょう」と言ったら、そこで逆に開き直ったということもあったのですが、なぜ警察官をかたることが増えているかという、やはり県民は警察官を信頼しているから、裏を返せば。「何かあったら警察に」と言っていますから。よって、警察官をかたる被害に遭うことはすごくショックも大きいわけです。よって、私は、この警察官をかたる部分には特に力を入れて、絶対遭ってはいけないくらいの形で——なかなか事案を出せないかもしれませんが、警察官はそういうことはない、結構、伝えているのです、いろんな機会です。でも、これはもっと徹底していかないと、世の中信じられなくなることは、大変困ることなので、是非、そのことを……。これ、警務部長から答えてほしいですが、この警察官に対する……。これは本当に、絶対、これは重要なことではないかと思っていますが、どうですか。

警務部長

生活安全部などと連携しながら、具体的な手口を基に、だまされないような防犯のための情報発信などを引き続き努めてまいりたいと思います。

渡部英治委員（分科員）

是非、よろしくお願いします。

小原正晃委員（分科員）

先ほどから、県内でもロマンス詐欺や国際電話の詐欺、警察官詐欺、様々事例ある中で、横手でもそうした事例を聞いています。私も、知り合いの方がそのような詐欺に遭い、聞けば、やはり大切な将来に対するというか、お金、どうやっても返ってこないとのことで、しっかり捕まえてほしいことが一つと、あとは対策——自分以外にそのような人が生まれれば大変だから対策してほしいと、二つ言われています。

その中で、まずは捕まえてほしいという部分ですが、ここは、なかなか巧妙化してきて、ほかの国も経由しているため難しいと思います。ただ、先ほど生活安全部長からお話あった国際電話の対策があるとなれば、県民にもっと周知してもらって——そうした対策、私もあまり理解していなかったのです。でも、たまに来るのです。国際電話、変な電話から来て。それをネットで、この電話どこだと調べれば、国名がない電話から来ていて、県民で取った人がいれば、取っただけで300円か400円掛かったと、相手からの。請求を見て非常にびっくりしたとの話も聞いていて。そういったところはまず強く告知してもらいたいという願いが一つ。

あとは今、県の警察学校でもサイバー犯罪の捜査の……。警察学校で、能代署、生活安全課、男鹿署

など行っていて、すごくいい対策をしているのではないかと思います。そういったところと、あと、警視庁や警察庁との全国的な連携など、犯人をどうやって捕まえるか、その辺、どのように進めているのか、取組を教えてくださいたいと思います。

刑事部長

まず、秋田県における特殊詐欺の検挙状況ですが、本年10月末現在、検挙件数が16件、検挙人員が6人、これは前年同期比プラス11件、プラス5人となっています。ただ、このほとんどが秋田県内に入ってきた受け子被疑者で、委員おっしゃるとおり、なかなか中枢の実行犯にたどり着くことが非常に厳しい状況にあります。やはり非面接案で被疑者と被害者の接点が非常に少ない問題点もあるため、これは、秋田県のみならず全国に展開している特殊詐欺連合捜査班と情報を共有して全国的に、あとは警察庁からも指導を頂いて捜査を展開し、犯人の手がかりを一つ出して、そこから上に上がっていききたいという捜査を展開していききたいと思っています。

生活安全部長

委員からありました、国際電話の料金の件、詳細の判断が付きませんが、基本的には、かかってきたものを受けた場合は、かけたほうに料金が生じるでしょうし、かけたほうが、いわゆる着払いというか、コレクトコールであれば、受けた人に料金が発生するかと思います。事実関係が分かりませんので、そこは控えさせていただきたいと思っています。

あと、先ほど来、話をさせていただいておりますが、被害防止のための情報発信に関しては、御指導を頂いている面もありますので、いろいろな部分考えながら、これからも引き続き行っていききたいと思っています。

小原正晃委員（分科員）

お金を失った人はもう、どうしようもないというか、ほとんど戻ってくる話は聞いたことがなく、秋田県から9億円もお金が出て行って、本当にその人とその人の周り、家族、親戚、みんな迷うというか、もう将来の見通しが立たない状況で、切実な思いだと思います。是非とも、事前の対策をしていただいておりますが、その強化と、全国の警察挙げて逮捕していただくことを皆さん連携しながら、是非、強化してもらいたいと要望して、この段は終わります。

高橋健委員（分科員）

今の詐欺等々ありますが、巡回連絡の件です。私、たまたま自宅にいたら、地元の警察署の警察官が巡回連絡を行って来てくれました。そのときに家族構成の確認などと、まさに先ほどからお話があった国際電話のシャットダウンの手續等を勧められたので、お願いしました。そして、いろいろ大変だと思いつ

つも私が思ったのが、近所の方が、その後、私の家を訪ねて、「警察来ましたか」と言ったのです。それで、「来ましたよ」と言ったら、「本当にあれは警察だったのか」と心配だったそうです。実際、私も一瞬思ったのです。警察官の制服を着て、自分の立場も提示してくれましたし、ちゃんと対応してくれましたが……。近所の人は年配の方でしたが、その方が自分で国際電話のシャットダウンしてくれる手続を、名前、電話番号、住所も書いた後に、もしかして詐欺ではないかと心配で、私の家に訪ねてきたのです。実際、確かに、それを言われると私も100%の自信はなかったのです。その来られた警官も、自分の身分は証明してくれましたが、面識がなかったため、そういった場合に、やはり警察官、例えば「何々署では、本日、何々地区を訪問しています」など、そこまで詳しく行えなくても、「随時、秋田県警では巡回しています」、「このような巡回をしているため、御協力ください」とのアナウンスが少しあってもいいかと思ったのですが、こうした場合は、どなたにお答えしていただければいいでしょうか。

生活安全部長

委員からありました巡回連絡に関しては、地域警察官がそれぞれ自分の受持ち区内の実態把握、防犯指導、困り事など、いろいろな要望を把握するために一軒一軒巡回させていただいており、一人当たり平均で1,000世帯ほど、人数にすると2,000人前後ぐらいは一人で受け持っている状況であります。中には、風体から本当に警察かと思うような方も、もしかしたらいるかもしれませんが、制服の上に防護衣というか、装備も付けた上できちんと礼儀正しく巡回していただいていると思いますので、もしも不審な部分がありましたら、遠慮なく最寄りの警察署でも結構ですので、問合せしていただければと思います。

高橋健委員（分科員）

すごく難儀かけていると思いましたが、日々このように活動していただいております、本当に感謝しかありませんが、分かりました。私も地域の皆さんに、秋田県警に協力しましょうと言っておきますので、引き続きよろしくお祈りします。

小原正晃委員（分科員）

警察官の今年の募集状況を聞かせてください。この間、試験終わったと思いますが、募集状況はどうなのかと、あと、今回、すごくいい取組をされていると思いましたが。ネットやポスターで、委員長の出身の潟上市の人気漫画家、山田はまち先生の「みかづきマーチ」とのコラボ、全国的にも大分珍しく、いい取組だったのではないかと思います、その辺の状況もお知らせいただければと思います。

警務部長

まず、今年度の警察官の採用試験の状況ですが、警察官A区分、B区分全体の最終倍率について説明しますと、令和7年度は受験者数合計199人、合格者数合計96人であり、最終倍率は2.1倍でした。この倍率は、昨年に比べて0.3ポイント減少しましたが、合格者数は昨年より1人多く、必要な人数は確保できております。

続いて、今年の採用募集の取組状況も併せて御説明申し上げたいと思いますが、令和7年から導入した新たな試験制度と主な活動状況について御説明申し上げます。

まず、今年から新たな制度としてエリア採用及びSPI試験を導入しております。エリア採用制度は、これまで申込者の中で県北エリア出身の割合が少なかったこと、また警部補以下の階級で県北エリアへの配置を希望する割合が少なかったことを踏まえ、地元での勤務を志向する方を引き付けるために導入したものです。採用されると、警部補の階級までは県北の4警察署の管内で異動することになります。令和7年の採用試験では、サイバー区分を除いた全体の受験者数195人のうち43人がエリア採用希望者であり、その割合は22.1%を占めております。そのうち警察官A区分で1人、女性警察官A区分で1人、警察官B区分で1人、合計3人がエリア採用枠での合格者となりました。それ以外の方についても、エリア採用ではない通常の試験枠で合格を出しております。

また、SPI試験は、民間企業志望者のほか、社会人で転職を考えている方、公務員試験対策を行っていない方の受験誘引の効果を期待して導入したものです。今年の試験では、全体の受験者数195人のうち57人がSPI試験受験者であり、その割合は29.2%を占めております。そのうち警察官A区分で17人、B区分で8人、合計25人がSPI枠で合格しております。受験者数は昨年よりも減少しましたが、新たな制度の導入により一定数の受験者を確保できたものと考えられ、来年度以降もこれらの試験制度を継続できればと考えております。

なお、令和6年度から導入している再採用試験もあり、これは他県も含めて元警察官であった方を一般の試験とは異なる論文や面接試験などで採用するもので、通年行っておりますが、今年、3回試験を行っており、最終合格者が発表となっている第2回までに5人受験し、5人が最終合格しております。ここまでする新たな試験制度に関するものであります。

続いて、主な活動を4点に絞って御説明申し上げます。

1点目は、各種就職説明会です。10月末までに警察学校でのオープンキャンパス、高校での就職説

明会、民間企業との合同の就職説明会、インターンシップ、職場見学、県外の大学等での説明会や知事部局主催の秋田就職フェア、東京で行われた就職フェア、さらに対面やオンラインでの説明会などを行い、受験者数の確保に向けた取組を行っております。

2点目は、委員もおっしゃっていただいた県出身の漫画家の先生とコラボレーションした警察官募集ポスター、PR動画の制作です。高校生、大学生などの興味、関心を引くため、当県出身の漫画家、山田はまちさんの作品「みかづきマーチ」とコラボした警察官採用募集ポスターと、そのPR動画を作成しました。

3点目は、SNSを活用した警察の魅力情報発信です。今年度は、警察の魅力発信に関する4本の動画を新たにSNSで配信しました。再採用、Aターンされた方に対するインタビュー動画や、警察学校の様子を見せる「学校へ行こう！」と題する動画、さらには先ほど申し上げた「みかづきマーチ」とコラボしたPR動画や、「みかづきマーチ」コラボ理由のインタビュー動画といった内容で、警察の魅力を発信しております。

最後に4点目ですが、通訳、ロールプレイングを通じた警察業務の魅力及び多様性の発信をしております。能代松陽高校の国際コミュニケーション科で、英語のほか第2外国語として中国語、韓国語、ロシア語を学んでいることから、同校の高校生を通訳人役、警察の部内通訳人を外国人役、同校OBの若手警察官を警察官役として、4か国語による通訳ロールプレイングを行い、高校生に警察業務で語学力を活用できる機会があることや、警察業務の多様性を体験してもらう取組を行いました。高校生や学校の先生から、学校で学んでいることが警察業務で生かせることを知り、とても有意義な機会だったと好評を得ております。これらの取組の効果などを振り返りながら、来年の採用につなげてまいりたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

少しだけ倍率は下がりましたが、例年とあまり変わらない状況にしているのは、エリアやSPIの取組、他県からの警察官の試験、就職説明会、漫画家とのコラボ、SNS、通訳、ロールプレイング、様々なことを入れて、こうやって努力した結果、そこまで下がっていないと思います。ある程度、毎年維持していくためには、こうした取組を持続して、最低でもこのくらいの倍率は維持していただくことを目指していただきたいと思います。あとは、やはりこうした取組が非常に若い人たちにも喜ばれていて、漫画家の山田はまち先生のもは、かなりプレビューも今まで以上に多くなったのではないですか。その辺、詳しく分かれば教えていただけ

ないですか。

警務部長

それでは、コラボレーションについて、政策の経緯から少しお話をさせていただきます。まず、ポスターとPR動画を制作した経緯を説明しますと、受験者数を増やすため、マスメディアを効果的に活用しながら、若い世代の話題となりやすい漫画に着目し、さらに親近感を持てるよう本県出身の漫画家の方とコラボレーションして、ポスター、PR動画を制作することとしたものです。

「みかづきマーチ」を選んだ理由については、この漫画では、勉強漬けだった主人公が東京から秋田に来て、マーチングバンドの活動に夢中になって取り組む過程で、自分はどうしたいか、自分はどう生きたいのかという価値観が変わっていく世界観が描かれております。就職活動を行う上で自分はどうしたいか、どう生きたいのかを考えることはとても重要であり、高校生、大学生の皆さんに、まずは自分のこと、将来のことを考えていただき、その上で本県警察を選んでもらいたいということで「みかづきマーチ」とコラボさせていただきました。作者の山田はまち先生及び双葉社の皆様も、この思いに共感していただき、実現することができました。既にポスター画像やPR動画については、ウェブサイト、採用関係のSNSで発信しております。特にX（旧ツイッター）では、ポスターの閲覧回数は12月4日現在で4万6,000件と、日を増すごとに多くの方に閲覧いただいております。今後、業務説明会でも使用する予定ですし、11月30日に開催された第40回東北北部3県警察音楽隊演奏会においてもPR動画を再生させていただいたほか、今後、秋田市内の大型商業施設、イオンモール秋田の大型スクリーンでポスターとPR動画を12月20日から来年1月20日まで、学生が帰省する時期を狙って再生する予定です。こうした積極的なPR活動を展開してまいりますし、また各警察署や免許センターにおいてもデジタルサイネージやテレビなどを活用してPR、広報を行ってまいりたいと考えております。

反響の部分に関して、かいつまんで申し上げますと、報道関係者に対して10月15日に制作発表会を行い、県警察の人材確保に対するコンセプトと漫画の世界観が一体化したポスターであるほか、PR動画は警察の多様な業務紹介や好きなことを仕事にできる部分が端的に分かりやすく紹介されており、素晴らしいとの評価を頂いたほか、県民や職員家族などからは、今まで堅苦しいありきたりのポスターだった印象があったが、インパクトのあるポスターで驚いた。さらに、今年の採用受験者においても、このポスター、PR動画を見て感動した、自分も秋

田県警察の一員となりたい気持ちが強くなったなどの感想を頂いており、既に採用試験の受験に向けて一定の効果は出ているものと思われま

小原正晃委員（分科員）

非常に堅いイメージがあるところから、このような、しかも秋田出身で非常に人気のあるキャラクター、漫画を使っていただいて、面白い、全国的にも珍しい、秋田県警ならではの発信をできているのではないかと、いい取組だと思っています。

この物語の中で、秋田に帰ってきた人たちやマーチングなどは、警察にもつながる、音楽隊の皆さんにもつながりますし、あとは来年秋田である総文祭にもつながると思うので、非常にこれ、全庁挙げてこうした部分をもっとPRしていければと思います。

昨日の教育委員会審査でも話をさせてもらいましたが、僕も、警察のSNS、インスタグラムなど、いろいろなものを見ていて、すごくいい取組だと思っています。しかし、それでもまだ、チャンネル登録やフォローしている人たちの数が足りないというか、フォローするだけでも、自分がフォローした周りへの影響力が、今のAIでは非常に高いため、是非ともこうしたことを盛り上げていきたいと思いません、警察の情報発信も。最低でも、ここにいる人たちが我々議員、県庁の人たちも併せて、全員に強制的に登録しろというわけにはいかないと思いますが、登録できる人たちは登録してもらって、県警の情報発信を、より県民の皆さんに理解してもらい、見ていただく、すごくいい機会になっていると思うため、是非とも、もう一つ前向きな形で取り上げてほしいし、連携してもらいたいと思いますが、そこはどうか。

警務部長

貴重な御意見ありがとうございます。職員一丸となって採用募集の取組に当たっていくことが大事だと思っており、実際、各警察署の職員の方々にも地元の学校への働きかけなどもお願いしており、そのように全県を挙げて、SNSのフォローも含め情報発信に努めてまいりたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

正直、こことは違いますが、教育長に昨日、総文祭の件で話したときに、総文祭のフォロワーが800人ちょっとしかなくて少ないから、やはりそこは、学校の先生や関係者、教育庁や県庁職員の皆さんが行うだけでも、もう1万人とか当たり前に超えると思いますし、そういったところが大事ではないかと話をさせていただきました。昨日話したから、今日、少し増えたかと思って、総文祭のものも見ていてもほとんど増えていなかったの、あまり早急的な効果はなく、みんなでこれから少しずつ伸ばしていくのかと思っていました。

ただ、こうした情報発信が一番求められることだと思いますし、予算をかけなくてもやれることというか、非常に大きなところだと思います。県の仕事、警察の仕事は何を行っているのか、見えないとの県民の皆さんの声にも、こういう取りに来ればというか、わざわざ取りに行かなくても流れてくるぐらいになれることだと思うのです、今のAIでは。知り合いがフォローしたり、「いいね！」を押ししたりすれば、そういったところから情報が流れてくるようになっていて、非常にいいPRになると思いますので、是非ともそういった強化をしていただきたいし、みんなで盛り上げていければなど。登録してもらって、いろいろな警察の動き、注意喚起も多分行いやすくなると思うし、今の詐欺の情報や、そういった対策にもつながると思うし、いろんなことで発信することが全体の底上げになると思うので、是非ともお願いしたいと思

います。その中でアイデアというか、もう一つ、今、横手城南高校出身の齋藤璃佑さんという俳優がいらっしゃいます。今、テレビドラマの「新東京水上警察」にも出ていますし、少し前は「ブンブンジャー」という戦隊もののブラックで警察を演じている人がいて、秋田県出身のいい人がいると思っていたのです。そういった人たちを、例えばいろんな意味で……。今、すごく人気がある俳優で、「めざましテレビ」でもこの間、出ていましたし、そういった秋田県出身の方の今まで演じているキャラクターもあります。そういった人や、あとは湯沢署の「セイバイジャー」もSNSで取り上げていくなど、いろいろなやり方があると思うので、是非ともいろいろな研究をしていただきたいと言話させてもらって、御返答を頂ければと思

警務部長

本当に貴重なアイデア、御意見ありがとうございます。今まで警察のこを見つけれなかった受験生、受験者層、若い世代の方にも振り向いていただけるように、若い世代の意見も参考にしながら、また、SNSのそういった加速度的に情報発信につながっていく特性もよく理解しながら、引き続き情報発信の強化に努めてまいりたいと思

渡部英治委員（分科員）

先ほど、秋田県暴力追放運動推進センターの評価がAで、これは非常にいいと思っています。暴力団や反社会の関係でいくと、どうしても薬物の問題が出ますが、先般、いわゆる大麻所持で県内外の中学校教諭や僧侶5人が逮捕された、ショッキングな事案が発生しましたが、その後、これまた報道で、県内で増加する薬物事犯——若者の薬物の件数が非常に増えていると。これは非常に憂慮すべき問題だと思

を持って対応しているとのことですが、このような今の傾向、現状をどのように認識されているのか、率直にお尋ねしたいと思います。

刑事部長

まず、秋田県における薬物事犯の特徴について簡単に説明します。

秋田県の薬物事案の検挙件数、検挙人員のピークは、平成元年以降では平成7年の検挙件数が116件、検挙人員が93人でしたが、以降、年々減少傾向にあります。ちなみに、令和6年の秋田県の薬物事犯の検挙状況は、検挙件数が42件で前年比マイナスの10件、検挙人員は32人で前年比プラスの2人となっております。

令和7年は暫定数のため、細かい数値は述べられませんが、委員おっしゃったように、今年は薬物事犯が増加傾向にあり、令和6年の数値を今年10月で上回る勢いで増加して、特に大麻事案が増加傾向にあります。また、若い世代への汚染については、令和6年の全検挙人員32人のうちの20代が6人、10代の若年層の検挙者が5人で、全体の34%を占めている状況であり、特に10代の検挙者5人中、約8割の4人が大麻事犯で検挙されている状況にあります。

渡部英治委員（分科員）

今、部長からも話があったように、全体的なものは減っても、若い方が逆に増えていると。昨年から法規制、強化されていますよね。反面、何か大麻については、ネットで「体にあまり影響ない」、「海外は合法だ」など、そのようなネットの誤った情報で、若い方は大丈夫だと認識している部分があるのではないかと。そうした部分への対応策、防止策は——対応していると思いますが、これはどのようになっていますか。

刑事部長

今、委員がおっしゃったように、このような大麻の拡散は、例えば親しい友人などから、「実を言うと体に良いものがあるから、試してみないか」などの誘いがほとんどで、それが安易に違法薬物に手を出すきっかけになっているケースが非常に多いです。大麻に関しては誤った情報が拡散されており、例えば、大麻は覚醒剤などに比べて体に対する害がないとの誤った情報、そしてもう一つは、たばこ感覚で手軽に使用できてしまう。3つ目は、友人とのコミュニケーションツールの一つとして扱われるケースがあり、非常にファッション性を求める若者に浸透していると。先ほど検挙件数も述べましたが、県警でも、これはまさに氷山の一角ではないかと思っております。

いろいろ若者の方、それ以外に関してもですが、県警で生活安全部とタイアップして高校の教諭に対

する薬物乱用防止の出前講座や、社会奉仕団体——ライオンズクラブに対する出前講座、また毎週日曜日、「ラジオポリス」という番組をFM秋田で行っていますが、こうしたラジオ広報による啓発活動や、商業施設のデジタルサイネージを活用した薬物乱用防止の呼びかけなどを行って、特に若年層を重点に置きつつ、幅広い年代に対する広報啓発活動を行っている状況であります。

渡部英治委員（分科員）

20歳未満の方も、やはりそのような誘いに巻き込まれている事案になっているようなので、先ほど高校教諭の先生にも——先生自体もきちんと対応してもらわないと……。この間、中学校の先生が直接、大麻所持とのことで、これは子供たちに与える影響もあるし、高校の場合は、20歳の先輩と接する機会などが十分にあるため、その辺の水際みたいなものを——いろいろな対応をしたいと思います、特にその辺は連携を取りながら対応してほしいと思います。生安でもそういった部分をよろしくお願ひしたいと思います。何かコメントあったら。

生活安全部長

少年の部分に関しても、薬物乱用、今年は今のところありませんが、昨年、おとし、やはり相当数の人数が検挙になっていますし、大麻や覚醒剤などの薬物乱用以外にも、いわゆる市販の風邪薬や睡眠剤を大量に服用するオーバードーズで補導されるケースもあるため、これまでも学校や関係機関と協力して、小学校の段階から、小中高校での学校への薬物乱用防止教室——情報モラルも含めて行って、小さい頃から、薬物は駄目だと教える、教室を開いている状況がありますので、引き続き、学校、関係機関と連携して継続していき、こうした薬物に手を染める少年が減っていくように取組を継続していきたいと思います。

小原正晃委員（分科員）

認知症の疑いのあるドライバーで、警察には行っていないところでも、地域で、地元の家の壁に突っ込んで事故を起こす人たちが出ている話を聞きます。こうした事例は、やはり秋田県の高齢化率が上がって、どんどん増えていくものと思いますが、最近の状況はどのようになっているのかと、対策は今までもずっと議論してきましたが、何か動きを含めて今、変わったことなどがあるのかどうか、お知らせいただければと思います。

交通部長

現状、認知症に限らず、一定の病気で免許取消し、免許停止になる方は一定数おります。今年は、暫定値ですが、10月末で、全体で98名となっております。そのうち40名が停止で、取消しが58名。内訳の病名を見ると、てんかんや統合失調症、脳疾

患の方もおりますし、今、御質問にありました認知症の方、躁鬱病、アルコール依存症と多岐にわたっておりますが、現状としては、毎年100名前後の方が、一定の病気で停止や取消しなどの処分を受けている状況です。

対策として、県警では、ある一定の期間に繰り返し事故を起こした者をピックアップして、個別に指導する対応を行っております。免許更新時には、免許センターに看護師資格を持った方がおり、その人からカウンセリングを受けられる体制も敷いております。また、様々な媒体を通じて、自信のない方に対しては免許の自主返納を進める施策も展開しております。

小原正晃委員（分科員）

なかなか微妙なところで、返納や対策も含めて難しいとは思いますが、私、有効だと思うのは、もし認知症になったり、ちょっと軽い症状だったり、診断があったりする方が事故を起こしてしまった場合——自分の事故よりも人に対して御迷惑をかけてしまうことがあった場合、このような大変な事例があること、罰則も含めて事例を出していく、そういった部分を周知していくことは、すごく自主返納のところを揺さぶるといえるか……。周りの家族も、「おじいちゃん、おばあちゃん、こういうこともあるからやめたほうがいいよ」とか、止める事例になるのではないかと考えてでした。

いろいろ、地元でもびっくりしたことがあって、人の家に車に乗ってきている間にバンパーを落とした人を見たことがあり、「それ、どうしたの」と言ったときには、もうバンパーをどこかに落としてきた、どこで落としたのかも分からない人がいたことがあり、非常に怖いと思いました。その人は、周りの家族がそういう事例で止めて、「やめたほうがいいよ」、「人に迷惑をかけたり、事故を起こしたりすれば」ということで、自主返納することはできましたが、そうでなければ、ずっと自分が便利なことも含めて乗ってしまうと思うので、是非ともそうした情報発信も続けて強化していただければと思いますが、いかがでしょうか。

交通部長

その点については、警察官の巡回連絡、安全・安心アドバイザーによる個別訪問を通じて、チラシを配布するなど周知をしておりますし、また、マスコミにも協力いただいて、いろいろな番組でそういったものを取り扱っていただく事例もあります。ただ、県内で起きた事例となりますと、あまりにも身近で生々し過ぎて、プライバシーへの配慮の点もあるため、主に他県、全国的な事例などを紹介して、不安のある方は自主返納を進めていただく取組を継続しております。今後もそれを継続していきたいと思

ます。

小原正晃委員（分科員）

そういったときにも、先ほどから話をさせてもらっているSNSの対策も有効になると思います。周りの家族、おじいちゃん、やめてくれとか、お父さん、おばあちゃん、そろそろでないかということも……。やはり、どのような事例があつて——例えば相手に御迷惑をかけてしまったニュースもよく見たり、バックと間違えてコンビニに突っ込んでしまった例も多々ありますよね。そういった事例も、本人もですが、周りの人たちにしっかり情報を見てもらって、そうした危険性を家族や親戚、近所みんなが注意し合っていける環境があればいいと思うため、是非とも情報発信の強化の中でも行えること、SNSの対策は取組がしやすいと思うので、是非とも発信強化してもらいたいと思いますが、最後にそこを頂ければ。

交通部長

これまで実施してきた紙媒体での情報発信のほか、県警交通部でもX（旧ツイッター）などの公式アカウントを持っているため、そちらや街を歩いていると時々目につくデジタルサイネージ、ここにも協力を頂いて、私どもから発信したい情報を流していただける制度が運用中でありまして。こうした、ありとあらゆるものを活用しながら、広く情報発信していきたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

では最後、信号機のことです。この間、テレビで見たのは、オランダなどの外国では、信号機の歩行者マークにミッフィーのマークが付いていて、非常に観光事例になっていることがありました。日本では法律の縛りがあって、なかなかそういったものができないといひ話を聞きましたが、石巻のマンガロードの例を見れば、信号機そのものではなく、信号機周辺のいろいろな装飾、看板設置で、まちづくりに非常にいい影響を与えている例があると思っております。こうしたことの県内の取組や、柔軟性の考え方、市町村や他部局との連携、観光振興などのお考えを、少しお聞きしたいと思います。

交通部長

まず、信号機については公安委員会が設置するもので、標識も、ある程度の規制標識や指示標識——ある程度、禁止ですとか、そういったものを定めた標識については、公安委員会の事務となります。この公安委員会が設置すべき信号機、標識については、道路交通法施行規則などでその形状、基準等が事細かく定められているため、それを公安委員会が所管するものとして、例えばいろいろなキャラクターを織り交ぜたものを設置することは困難と考えられます。

一方で、石巻の事例が出ておりましたが、これは任意団体や市町村が設置する案内標識等の類いかと考えられます。こちらについては、県や市の屋外広告物関係の条例などの縛りがあるとは思いますが、そういったもので、ある程度、自由なものを——限度はありますが、設置していると承知しております。

当県においても、こうしたものをどこかで実現するとなれば、公安委員会のを除いて、どこか特別なエリアを設置して、そこに何かユニークなものを付けるとなれば、当然、屋外広告物条例を所管している知事部局などとの連携が必要と考えております。

小原正晃委員（分科員）

では、秋田県でも様々な自治体や、県でも何か取組を進めていきたい場合、公安委員会の厳しい規則のあるところではなく、条例等で看板の設置だったり、そこで考えられる事案だとすれば、柔軟な対応ができるとの理解でよろしいでしょうか。

交通部長

ある程度、幅は持たせられると思いますが、私どもの関連で言いますと、屋外広告物条例——県の所管と申し上げましたが、その中にも、信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの行為を妨げるものは設置してはならないとか、道路交通の安全を阻害するおそれのあるものは駄目だという、私どもに若干関係することもあるため、無制限に自由にとはなりにくいかと考えられますが、そこは相談して個別に判断していく形になるかと思えます。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、警察本部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月8日月曜日、予算特別委員会終了後に分科会を開き、追加提案分の補正予算関係の議案に関する審査を行います。

なお、付託議案等がない場合は、開催せず、12月18日木曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託議案について討論・採決を行います。

散会します。

午前11時41分 散会

令和7年12月8日(月曜日)

本日の会議案件

1 議案第269号

令和7年度秋田県一般会計補正予算(第6号)
(教育委員会の関係部門) (趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員(分科員)

委員長(会長)	瓜生望
副委員長(副会長)	高橋健
委員(分科員)	鶴田有司
委員(分科員)	高橋武浩
委員(分科員)	島田薫
委員(分科員)	渡部英治
委員(分科員)	小原正晃

書記

議会事務局議事調査課	山崎友寛
議会事務局議事調査課	小田嶋研斗
教育庁総務課	山崎裕介
警察本部警務部総務課	雪松亮

会議の概要

午前10時34分 開議

出席委員(分科員)

委員長(会長)	瓜生望
副委員長(副会長)	高橋健
委員(分科員)	鶴田有司
委員(分科員)	高橋武浩
委員(分科員)	島田薫
委員(分科員)	渡部英治
委員(分科員)	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	鈴木雄輝
教育次長	久慈隆正
総務課長	高橋公康
総務課施設整備室長	佐藤政彦
教職員給与課長	伊岡森亨
幼保推進課長	加藤千晶
義務教育課長	伊藤悟
高校教育課長	古屋桃香
高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室長	勝又貞臣
特別支援教育課長	小山高志
生涯学習課長	内田鉄嗣

生涯学習課文化財保護室長

五十嵐一治

保健体育課長

野中仁史

福利課長

富士盛垂紀

委員長(会長)

ただいまから、本日の分科会を開きます。

初めに、本日追加提案された、教育委員会関係の議案に関する審査を行います。

分科会において、議案第269号のうち、教育委員会に關係する部門について審査を行います。

關係課長の説明を求めます。

総務課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

幼保推進課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

高校教育課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長(会長)

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、一括して行います。

島田薫委員(分科員)

保育所等物価高騰対策は、光熱費に関してはどのようにされているでしょうか。

幼保推進課長

光熱費は、消費者物価指数の令和3年度物価高騰前から今までの上昇率を見たときに16%程度であるのに対して、毎年改定される公定価格を見ますと、令和3年度から令和7年度にかけては15.7%程度上昇しており、この公定価格の上昇分で価格高騰分をカバーしているとの認識です。さらに、今の国の補正予算案で、物価高騰対策分として保育所等に対し1か所当たり10万円を支給する案が出ており、こうしたものも保育所等の支援になると思っております。

島田薫委員(分科員)

そうしますと、今回の補正予算では、そこは特に改めて項目を立てずにカバーできるとの考えでよろしいのですね。

幼保推進課長

そのとおりです。

島田薫委員(分科員)

私立学校は、昨年はどうな対応だったのでしょうか。

総務課長

令和7年2月議会において、令和6年度分を、同様の補正で行っております。

島田薫委員(分科員)

それに比べて今回は、増額されているなどはあるでしょうか。

総務課長

令和6年度の際は、令和3年度をベースに、その増加分、高騰分を予算措置しております。今回は、令和6年度をベースに令和7年度分を補正しており、その分、少額となっております。

島田薫委員（分科員）

今回、そうした算定方法で、しっかりとその増額分は補填されると考えてよろしいのですね。

総務課長

そのとおりです。

高橋武浩委員（分科員）

保育所等の物価高騰対策事業についてお伺いします。参考の部分に、副食費相当額あるいは令和3年度基準とありますが、この根拠についてお伺いします。年々物価が上昇して、現場との価格というか、乖離が生じてこれまで来たと思いますが、基準連動を更新しなかった理由、また、令和3年度の基準で良いとした根拠などをお知らせいただければと思います。

幼保推進課長

令和3年度を基準としているのは、物価高騰前のものであり、令和4年度からこのように国から物価高騰に利用できる交付金が交付されるようになったため、当課としても令和4年度から、毎年度、補正予算を利用しながら副食費の助成を行っています。

物価高騰前の消費者物価指数で食料の部分、秋田市で見ますと、令和3年の平均が100.7とあり、そこを100と見て、毎年そこからどれくらい上がっているかを見て単価を……。物価上昇率を見ながら単価は設定してきております。

高橋武浩委員（分科員）

この後の話になりますが、今後もこのような算出方法で行う予定でしょうか。

幼保推進課長

毎年こうした形で積算してきているため、今後もこのような形で、国の公定価格の値上がりがあるかも見ながら検討してまいりたいと思います。

高橋武浩委員（分科員）

価格上昇率25%とありますが、これは何か統計に基づいたのか、その算出方法を教えてください。

幼保推進課長

こちらは、総務省統計局の消費者物価指数から出したものです。

高橋武浩委員（分科員）

県立学校の給食費支援事業は、現時点での値上げ分を補填する形になると思いますが、その値上げ相当額に収まらない場合が生じたときは、今後は追加して支援や再算定するか、そうしたものも検討はされていますか。

高校教育課長

現在は、実際に値上げた分を今回は見るところで、また、この先の少し値上げ分が大きくなるようなところも今回、措置しているものにはなりますが、仮に少しまた価格が動くようなことがあれば、追加の支援もあり得ると考えております。

高橋武浩委員（分科員）

今回、値上げ分を補填しますが、それぞれの学校というか、現場においては、品目や量、質の内容が出てきますが、それはどのように維持するというか、何をもって担保するのか、その辺をお知らせいただければ。

特別支援教育課長

特別支援学校関係を例に挙げますと、5校のうち1校は業者委託で作っております。ほかの4校は、比内支援かづの校は鹿角市の給食センター、たかのす校は北秋田市、横手は横手清陵学院の委託しているものを一緒に分けてもらっています。それぞれの学校の栄養教諭が作ったメニューによって担保されており、ばらつきはありますが、その学校、学校で対応しています。

高橋武浩委員（分科員）

いろいろ物価高騰して、大変だと思えますが、その辺、給食の質だけはしっかり確保するようにお願いします。

小原正晃委員（分科員）

今回の議案関係の前に教えていただきたいのが、国の補正予算で、今回は物価高対策とツキノワグマ被害防止対策で計上したとのことですが、この間の委員会等でクマの教育庁関係——高校、県立学校の木、国の予算で入れるところ、入れてもらいたいと話をしたと思います。今回、こうした物価高対策だけが議案に出てきたと思いますが、そうしたクマ対策は次の2月補正に入るのか、どのように進めていくつもりなのか。なるべく県費を出さずに国費で行うべきだと思っていて、何でこうしたところに入っていないのか、このタイミングで入っていないのか教えていただきたいと思います。2月で行うのであればいいですが。

総務課施設整備室長

今、国の補正予算の各都道府県への配分状況がまだ読めず、今後、2月に向けて対応が可能であれば、そこでまた検討しますが、今回はまだ状況が見えないため、予算には盛れていない状況です。

小原正晃委員（分科員）

まずは、皆さんも共通認識だと思いますが、出せるところは出して、上げるものは上げて、県費をなるべく使わない、一般財源を使わない方向で、なるべく国から……。我々も困っていることをしっかり出していかないと、国からもらうこともできないと思うので、県の優先順位等もいろいろあるとは思

ますが、すぐ出せるものだったらまとめているはずですよ。秋田高校と五城目高校の木は実施しましたが、ほかの城南高校や、今度待っているところも多々あると思うので、こうした議案——国の補正予算が掛かってきたら、すぐ対応できるようにこれからもしていただきたいと思うし、子供の安全、生命、財産を守っていくことが何よりも優先順位の高いものではないかと思いますが、そこはいかがですか、教育長。

教育長

優先順位はもっともそのとおりで、我々も思います。今回の予算、先ほど室長が言ったとおり、我々もこの予算でどのような対応をできるかと——クマの話も出ましたが、次で、まず間に合うと言えませんが、今回いろいろ対応してきているため、そのような形になったのは記憶しています。優先というか、緊急であれば当然、行いますが、今のところで行ってきたものと、次で大丈夫だろうとの判断だったと思っています。

小原正晃委員（分科員）

今、例えばクマも——テレビ等で見ていて皆さん思うと思いますが、冬眠しなくなったクマが多くなってきているとの話で、しかも柿の木などはまだ伐採されてなく、あちこちにたくさん実っているところ、県内でも見ますよね。私は、そうした点ではすごく心配しています。2月の補正で間に合うということだけでなく、冬眠しなくなったクマもいて、取り組めることは緊急に取り組んでもらいたいと思います。国でこのような補正をいつ出してくるか、どのくらいか、読めないのは読めないですが、いつでもなるべく一般財源を使わないように、国に応募できる体制を整えて、こうしたときには県の財政でも優先順位を上げてもらいたいと思いますし、国に、足りないのであれば意見をしっかり物申して、そのくらの予算は——秋田県、今、緊急だから、経済対策プラスこうしたところも欲しいと、是非とも、県から上げてもらう体制を常に取ってほしいと思いますが、そこはどうでしょうか。

教育長

我々も当然、緊急で今すぐとの部分に関しては、やはり同じ思いでいますし、生活安全部や財政当局とも相談しながら、必要であれば、どんどん行っていこうと思っていますので、よろしく願います。

渡部英治委員（分科員）

総務課長に一点、確認の意味で。私立学校運営費補助金、先ほどの答弁で、令和7年2月議会で同様の支援を行っているとのことですが、2月というと、この対象期間が恐らく違っているかと思いますが、今回、1月から12月の対象期間になっていますよね。この算定で、令和7年の光熱費の比較をしてい

るとのことですが、これ、2月なので恐らく対象は3月までになっているのか分かりませんが、今の状況を見ると、見込みを見るとすれば3月まで——保育所と同じように、この対象期間を3月までとする考え方はなかったのか、確認したいのですが。

総務課長

この補正は継続して行ってきており、令和4年度に初めて行っております。令和4年の12月補正で、対象期間を令和4年1月から12月までとしたものが、初めであります。その後、令和5年度も6月補正で、対象期間を令和5年度の1月から12月、今年の2月補正で、令和6年度分を1月から12月までと補正しております。その流れで今回、1月から12月の対象期間としております。

渡部英治委員（分科員）

大変細かい質問になりますが、この算出方法——電気、ガス、灯油、これは国も直接、事業所に対する補助をしながら、電気料金でもガス料金でも、対応しておりますが、その辺との算定の兼ね合いはどうなりますか。

総務課長

すみません、直接と言われますと……。

渡部英治委員（分科員）

ちょっと休憩してください。

委員長（会長）

暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 再開

委員長（会長）

再開します。

総務課長

国から事業者には直接補助されている分は、この補正には含まれておりません。

渡部英治委員（分科員）

電気、ガス、灯油、それぞれ生活、あるいは学校の運営にも密着していますが、これは、それぞれ算定していますよね。比較するわけではないですが、どの部分が多いとか何かはわかりますか、値上がりの部分など。全部で523万7,000円の補助になっていますが、それぞれの額はわかりますか。参考までに。

総務課長

電気の部分が約330万円、ガスの部分が20万円程度、灯油等の部分が160万円程度で、合計して523万7,000円となっております。

渡部英治委員（分科員）

なぜ細かいところまで聞いたかという、特に季

節に応じて冷房、暖房、いろいろな要望あるときに、やはり電気料金の問題は必ず出てきます。これは相当、やはり料金の問題と設備投資の問題は加味される。これは施設整備室長になると思いますが、そうしたことは相当、神経を費やしながらか動向を見ていると思いますが、いろいろな設備の関係で、効率のいいものは出てきています、空調設備でも何でも。その辺も工夫しながら、是非、いろいろな要望のある空調設備については、少しいろいろな意味で検討してほしいなど、これは要望も含めた質問になります。

総務課施設整備室長

御意見をお伺いしながら、確かに、近年性能が上がってきていることもありますが、当然、それらにはそれなりの経費が掛かるため、費用対効果を見ながら今後も研究してまいります。

小原正晃委員（分科員）

先ほどのクマの件に付け加えてです。議案の前の段階で、今回の補正予算、他部局では様々、ツキノワグマ被害防止対策が入っているため、入れてほしかったと先ほど話しました。今後、2月補正や、当初にも出てくるとは思いますが、市町村とも、しっかり県立学校や敷地プラス通学の部分は、やはり県でしっかり行ってほしいのと、市町村の小中学校、保育園のそばでもですが、子供たちの安全を守っていく観点でも——県の役割もあるでしょうが、市町村ともしっかり話し合っ、そういったところが本当に安全にできるかどうか……。今の国での補正で、市町村も独自にそうしたクマ対策や安全対策をしていると思いますが、多分足りないところもあるし、2月や当初など、いろいろなところで関わってきて行くことになっていくと思います。ただ、全体的な県の役割とすれば、子供、生徒、児童、いろんなところを守るかの観点から、やはりチェックを二重にしてほしいです。市町村とも連携して、保育園、小学校、中学校、高校、支援学校も、そうした周辺の安全対策がちゃんとできているか。木を伐採しないとできないところがあれば、やはりそれは国に、市町村とも連携しながら要望して、なるべく県費や市町村の費用を使わないで国で対策してもらおう形で、総合的に行ってもらいたいと思いますが、そこについては……。議案ではないですが、議案に係ることで質問したいのです。どなたに聞けばいいですか。

保健体育課長

県立学校はもちろん、市町村の対策も保健体育課で聞き取りしており、要望の吸い上げも行っております——それが全部かなえられているわけではないですが、敷地以外の柿の木や、そうした対策をするための各市町村でのクマ対策本部といたしますか、担

当部署——例えば大仙市だとここですという辺りも広く周知して、市町村の場合はそこに連絡してくださいということも各学校には連絡しております。

小原正晃委員（分科員）

まず、繰り返しになりますが、子供たちの生命、安全、しっかり守っていけるような……。市町村ではやり切れないことを、広域行政である県が見る役割も大きいと思いますし、県有施設だけでなく、秋田にいる子供たちの安全をしっかり守る観点で、この取組を二重、三重に強化してもらいたいと強く要望して、まず終わります。

鶴田有司委員（分科員）

保育所等の物価高騰対策は、今はもう全国的なものですから、物価高騰は。確認ですが、地域差は少しあると思いますが、この上昇率は一律になっているのですか。

幼保推進課長

消費者物価指数の上昇率は、秋田市——秋田県の場合は中核市である秋田市を基準に見ており、全国との比較はしていませんが、毎回このような形で秋田市を基準にしております。

鶴田有司委員（分科員）

取りあえず来年の3月までという……。その後は2月の新年度予算で、また新たに対応すると思いますが、場合によっては、上昇率も変わることもあり得ますか、その時点で。

幼保推進課長

今回の単価設定に当たり、消費者物価指数は今、直近で令和7年1月から9月までの毎月の平均を見て2.5%上昇していると見ています。国で副食費相当額の公定価格は現在4,900円となっていますが、こちらも国で価格高騰の状況を見ながら毎年見直しをしていくと思いますので、その公定価格と——来年度、もし行くとすれば、そのときの物価上昇率を見ながら検討することになると考えております。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で、本日追加提案された、教育委員会関係の議案に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、12月18日木曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について、討論・採決を行います。

散会します。

午前11時9分 散会

令和 7 年 1 2 月 1 8 日 (木曜日)

本日の会議案件

- 1 議案第 2 2 2 号
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 2 議案第 2 2 3 号
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 3 議案第 2 2 4 号
教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 4 議案第 2 6 6 号
工事請負変更契約の締結について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 5 議案第 2 6 7 号
調停の申立て及び訴えの提起について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 6 議案第 2 6 8 号
物損事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 7 請願第 1 7 号
ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択について
(継続審査とすべきもの)
- 8 所管事項調査の継続 (継続決定)

本日の出席状況

出席委員

委員 長	瓜 生 望
副委員 長	高 橋 健
委 員	鶴 田 有 司
委 員	高 橋 武 浩
委 員	島 田 薫
委 員	渡 部 英 治
委 員	小 原 正 晃

書 記

議会事務局議事調査課	山 崎 友 寛
議会事務局議事調査課	小田嶋 研 斗
教育庁総務課	山 崎 裕 介
警察本部警務部総務課	雪 松 亮

出席委員

委員 長	瓜 生 望
副委員 長	高 橋 健
委 員	鶴 田 有 司
委 員	高 橋 武 浩
委 員	島 田 薫
委 員	渡 部 英 治
委 員	小 原 正 晃

説 明 者

教育長	安 田 浩 幸
教育次長	鈴 木 雄 輝
教育次長	久 慈 隆 正
総務課長	高 橋 公 康
警察本部長	小 林 稔
警務部長	北 條 隆
警務部総務課長	淡 路 大 臣
警務部参事官 (兼) 会計課長	
	鈴 木 昇

委員 長

ただいまから、本日の委員会を開きます。
初めに、各委員からの発言通告がありませんので、付託案件に関する質疑は終局したものと認めます。
付託案件について、討論・採決を行います。
議案第 2 2 2 号から議案第 2 2 4 号まで、及び、議案第 2 6 6 号から議案第 2 6 8 号まで、以上 6 件を一括議題とします。
討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員 長

討論は、ないものと認めます。
採決します。
議案第 2 2 2 号ほか 5 件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員 長

御異議ないものと認めます。
議案第 2 2 2 号ほか 5 件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、請願の取扱いについて決定します。

請願第 1 7 号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択について」を議題とします。

本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員 長

会 議 の 概 要

継続審査とする意見と、採決すべきとの意見がありますので、まず継続審査とすることについて、討論を行います。

高橋健委員

引き続き、継続審査を求める意見であります。

まず、この請願書を拝見しますと、国の政策による義務教育費国庫負担の割合が3分の1になったことが教育現場での様々な問題につながると感じますが、もともと政府による国と地方の財政関係を見直す三位一体の改革として実施され、この理念に基づいて現在の3分の1が維持されているものと理解しております。

その一方で、2025年6月に可決、成立されました改正給特法によって、教職調整額が今後、段階的に引き上げられることとなり、国だけでなく、都道府県における財政負担が増大することが考えられるため、この負担割合の動向を注視することが必要であると考えます。

以上のことから、継続審査として、引き続き国の状況を見ながら、本県の状況についても都度確認していくべきものと考えております。

委員長

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、終局したものと認めます。

採決します。

請願第17号は、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成多数であります。

よって、請願第17号は、継続審査とすることに決定されました。

この旨、議長に申し出ることとします。

次に、所管事項の調査継続について お諮りします。

所管事項について、閉会中においても調査を継続することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

よって、所管事項については、閉会中においても調査を継続することに決定されました。

この旨、議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、本委員会に付託された案件の審査は、全て終了しました。

本日の委員会を終了します。

閉会します。

午後3時35分 閉会